

2025年3月28日

各位

会社名 株式会社トプコン
代表者名 代表取締役社長 CEO 江藤 隆志
(コード番号 7732 東証プライム)
問合せ先 取締役兼専務執行役員
財務本部長 秋山 治彦
(TEL 03 (3558) 2532)

会社名 TK株式会社
代表者名 代表取締役 バーク・マレック

MB Oの実施の一環としてのTK株式会社による株式会社トプコン(証券コード:7732)に対する公開買付けの開始予定並びにKKR及びJICCの資本参画に関するお知らせ

TK株式会社は、本日、別添の「MB Oの実施の一環としての株式会社トプコン(証券コード:7732)に対する公開買付けの開始予定並びにKKR及びJICCの資本参画に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、TK株式会社(公開買付者)が、株式会社トプコン(公開買付けの対象者)に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年3月28日付「MB Oの実施の一環としての株式会社トプコン(証券コード:7732)に対する公開買付けの開始予定並びにKKR及びJICCの資本参画に関するお知らせ」

2025年3月28日

各 位

会 社 名 TK株式会社
代表者名 代表取締役 バーク・マレック

MBOの実施の一環としての株式会社トプコン（証券コード：7732）に対する 公開買付けの開始予定並びにKKR及びJICCの資本参画に関するお知らせ

TK株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社トプコン（証券コード：7732、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）、本新株予約権（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）及び本米国預託証券（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。また、「対象者株式」、「本新株予約権」及び「本米国預託証券」を総称して、「対象者株券等」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）及び関係法令に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本公開買付けは、国内外（日本、アメリカ合衆国、EU、ベトナム、モロッコ、台湾、トルコ、アルバニア、エジプト、ドイツ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ブラジル、オーストラリア及びオーストリア）の競争法並びに国内外（日本、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、カナダ及び英国）の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応（以下「本クリアランス手続」といい、本クリアランス手続につき、法令上の待機期間が存在する場合における当該待機期間の満了、及び、司法・行政機関等の判断等が必要な場合におけるその取得を、以下「本クリアランス」という。）に一定期間を要することから、公開買付者、公開買付者親会社（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。）及びKKRファンド（下記「1. 買付け等の目的等」の「（1）本公開買付けの概要」において定義します。）が本日付で対象者との間で締結した公開買付契約（以下「本公開買付契約」といいます。）に基づき、当該手続及び対応が完了していること等の前提条件（注1）（以下「本前提条件」といいます。）が充足又は放棄された場合（ただし、放棄することが法令等上許容される場合に限られ、また、本前提条件①及び②（ただし、本賛同意見及び本賛同答申に限り、）並びに⑧について放棄する場合は、対象者の同意が必要とされております。）に、本前提条件が充足又は放棄された日から10営業日以内の日で、本公開買付契約の当事者が別途合意する日に開始することを予定しております。

本日現在、公開買付者は、当該手続に関する現地法律事務所との協議も踏まえ、2025年7月末頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することが困難な状況であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。また、本公開買付け開始の見込み時期が変更になった場合は、速やかにお知らせいたします。なお、本日時点において事前届出を実施済みの本クリアランス手続はございません。また、下記「1. 買付け等の目的等」の「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、対象者グループ（下記「（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」において定義します。以下同じです。）では、宇宙・防衛産業向けの光学製品及びデバイス製品を設計・製造・販売しており、対象者の宇宙・防衛事業は、外国為替及び外国貿易法において、日本国の国家安全保障の観点で、外国人投資家による対象者への投資を制限する目的で、事前届出が必要な指定業種（国の安全

を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種)に指定されているため、日本の外国為替及び外国貿易法に基づく本クリアランスの取得に相応の期間を要することが見込まれております。

(注1) 本公開買付けについては、以下の本前提条件が充足又は放棄された場合に、速やかに開始することを予定しております。

- ① 対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見（以下「本賛同意見」といいます。）並びに対象者の株主及び第7回新株予約権の保有者に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見（以下「本応募推奨意見」といいます。）を表明することを決議し、その内容が対象者によって公表されており、これが変更又は撤回されていないこと
- ② 本取引（下記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」において定義します。以下同じです。）に関して設置された本戦略特別委員会（下記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程等」において定義します。以下同じです。）が、対象者取締役会に対して、本賛同意見を表明することは相当である旨の答申（以下「本賛同答申」といいます。）及び本応募推奨意見を表明することは相当である旨の答申（以下「本応募推奨答申」といいます。）を行い、当該答申が変更又は撤回されていないこと
- ③ 本取引を制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も司法・行政機関等に係属しておらず、本取引のいずれかを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等もなされておらず、かつ、これらの具体的なおそれもないこと
- ④ 本公開買付契約に定める対象者による表明及び保証（注2）がいずれも重要な点において真実かつ正確であること
- ⑤ 本公開買付契約に定める本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき対象者の義務（注3）が、すべての重要な点において履行又は遵守されていること
- ⑥ 本公開買付契約に定める本公開買付けの撤回等が認められるべき事情（注4）が生じていないこと
- ⑦ 対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で対象者が公表（法第166条第4項に定める意味を有します。）していないもの、又は、対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定める意味を有する。）で公表（同条第4項に定める意味を有する。）されていないものが存在しないこと
- ⑧ すべての本クリアランスの取得が完了していること（注5）

(注2) 本公開買付契約に基づく対象者による表明及び保証の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

(注3) 本公開買付契約に定める本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき対象者の義務の内容については、下記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。

(注4) 本公開買付契約に定める本公開買付けの撤回等が認められるべき事情は、法第27条の11第1項但書に定める対象者又はその子会社の業務若しくは財産に関する重要な変更その他の公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ（(i)対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、及び(ii)対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。）並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合に限り、本公開買付契約において企図されている事情を除きます。）です。

(注5) 公開買付者は、現地法律事務所による法的助言を踏まえ、本クリアランスの取得の完了に向け

て、国内外（日本、アメリカ合衆国、EU、ベトナム、モロッコ、台湾、トルコ、アルバニア、エジプト、ドイツ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、ブラジル、オーストラリア及びオーストリア）の競争法並びに国内外（日本、アメリカ合衆国、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、カナダ及び英国）の対内直接投資に係る法令に基づく必要な手続及び対応を履践してまいります。公開買付者は、本日以降、当該手続及び対応が履践できるよう、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局との間で協議を行う予定です。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じ対象者株券等を取得及び所有し、本公開買付け成立後に、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる事業として 2025 年 3 月 25 日に設立された株式会社であり、本日現在、その発行済株式の全てを 2025 年 3 月 26 日に設立された株式会社である TK ホールディングス株式会社（以下「公開買付者親会社」といいます。）が所有しております。また、本日現在、米国デラウェア州設立の投資顧問会社である Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.（関係会社及び関連ファンドを含め、以下「KKR」といいます。）によって間接的に運営されている、カナダ国オンタリオ州法に基づき 2025 年 3 月 7 日に設立されたリミテッド・パートナーシップである TK Investment L.P.（以下「KKR ファンド」といいます。）が、公開買付者親会社の発行済株式の全てを所有しております。なお、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び KKR ファンドは、本日現在、対象者株式を所有しておりません。

KKR は、1976 年に設立された、プライベート・エクイティ投資を含み全世界で約 6,010 億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、ニューヨーク証券取引所に株式を上場しております。KKR は、経営陣とのパートナーシップに基づく長期的な視点での投資を志向する投資哲学を掲げており、優れた事業基盤及び潜在力を持つ企業・経営陣のパートナーとして、KKR の持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造を目指しております。

KKR は、2006 年の東京オフィス開設以降、日本市場における投資活動を積極的に拡大しており、日本国内の商慣行を熟知し、様々なバックグラウンドを有する社員により運営されております。特に、公開買付けに関しては、2024 年に公表した、本邦 IT サービス領域における過去最大の M&A である富士ソフト株式会社（買付総額：6,015 億円）を始めとして、2022 年における国内最大規模の M&A 案件であった株式会社日立物流（現ロジスティード株式会社。）（買付総額：4,492 億円）、2017 年にはカルソニックカンセイ株式会社（現マレリ株式会社）（買付総額：3,455 億円）、日立工機株式会社（現工機ホールディングス株式会社）（買付総額：882 億円）及び株式会社日立国際電気（現株式会社 KOKUSAI ELECTRIC。以下「KE」といいます。）（買付総額：1,439 億円）への公開買付けを実現するなど、KKR のグローバル・ネットワークの強みを活かし、本邦におけるプライベート・エクイティ・ファンドとして有数の執行実績を有していると考えております。中でも KE に関しては、非上場化後、会社分割を経て、KKR とのパートナーシップの下、半導体製造装置専業メーカーとして、前工程の成膜装置及びトリートメント装置の製造・販売を手掛け、特にバッチ ALD 装置領域では世界シェア No. 1（2023 年）（出典：TechInsights Inc. (VLSI) “TI_ALD Tools_YEARLY” 2024 (April)）を誇る等盤石の経営基盤を確立しました。その後、半導体サイクルの回復に加え、半導体デバイスの微細化／複雑化が加速する業界環境の中で KE の強みとする成膜／トリートメント技術の需要は今後も継続的に拡大することが見込まれる市場環境を踏まえ、2023 年 10 月に東京証券取引所プライム市場への再上場を実現しております。KE への支援案件はまさに「KKR の持つ様々な経営資源、知見及びネットワークの活用による業界のリーディング・カンパニーの創造」を体現する事例であると考えております。

KKR は、対象者の営む事業と関連するアイケア分野を含むヘルスケア分野を重点的な投資テーマと位置づけており、グローバルでの豊富な投資実績と知見・ネットワークを有していると考えております。2024 年 4 月には欧州において眼鏡・補聴器等を販売するアイケア・ヒアリングケアサービス企業の Nexteye、2024 年 1 月にはベトナム最大の眼科医院チェーンの Medical Sigon Group、2021 年 5 月にはインド最大のオムニチャンネル（注 1）・アイウェア企業である Lenskart、2014 年 2 月には米国最大の眼鏡・コンタク

トレンズ小売チェーンの National Vision といった、対象者との取引関係を有する又は今後のシナジーが見込まれる先への投資を実行しております。また、KKR はヘルスケア領域においてグロース投資を行う Healthcare Strategic Growth Fund を保有しており、眼科領域の新興企業への成長投資も行っております。2019 年 2 月には、Falcon Vision という眼科領域に特化した投資プラットフォームを立ち上げ、これまで 6 件を超える新興企業への投資を実行いたしました。製造業への投資においても、2023 年に米国のフロー制御製品製造を行う CIRCOR International、2018 年に米国の地盤維持管理サービス企業である GeoStabilization といった企業への投資経験を有しております。

また、KKR は、2010 年の総合人材サービスを提供する株式会社インテリジェンスへの投資を皮切りに、2014 年にパナソニックヘルスケア株式会社（以下「PHC」といいます。）のパナソニック株式会社からの独立支援、2015 年にパイオニア株式会社の一事業部であった DJ 機器事業（現 Pioneer DJ 株式会社）への投資、2016 年に PHC による Bayer Aktiengesellschaft とその子会社である Bayer HealthCare 傘下の糖尿病ケア事業の買収、2019 年に Thermo Fisher Scientific, Inc. の解剖病理事業（現 EpreDia）の買収及び三菱ケミカルホールディングス株式会社傘下の国内臨床検査大手・株式会社 LSI メディエンス、2021 年に Walmart Inc. 傘下のスーパー大手である株式会社西友の買収、2022 年には業務ソフトウェアを提供する弥生株式会社の買収を実現する等、日本市場における投資活動を積極的に拡大し、KKR がグローバルに有する知見、ベストプラクティス、ネットワークを活用してオーガニック（既存の経営資源を活用した手法）及びインオーガニック（他社との提携・他社の買収等による手法）双方での成長戦略並びに収益力や業務効率の改善を促進することで、投資先企業の事業成長及び企業価値向上の支援に取り組んでおります。

（注 1）「オムニチャネル」とは、実店舗や EC を含むオンラインなどのあらゆる顧客接点を融合・連携させ、販売促進につなげるマーケティング手法をいいます。

今般、公開買付者は、本前提条件が全て充足又は放棄されていることを条件として、対象者の株主を公開買付者のみとし、本日現在、東京証券取引所のプライム市場に上場している対象者株式を非公開化することを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、対象者株式の全て（ただし、2021 年 6 月 25 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 7 回新株予約権（行使期間は 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで。以下「本新株予約権」といいます。）の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）、本新株予約権の全て及び Citibank, N.A.（以下「本預託銀行」といいます。）により米国で発行されている対象者株式に係る米国預託証券（以下「本米国預託証券」といいます。）が表章する本預託銀行に預託された米国預託株式（以下「本米国預託株式」といいます。）の全てを対象とする本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注 2）に該当いたします。

（注 2）「マネジメント・バイアウト（MBO）」とは、公開買付者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

（注 3）本預託銀行が 2022 年 6 月 22 日付で米国証券取引委員会に提出した本米国預託証券に係る届出書（Form F-6EF）（以下「本米国預託証券届出書」といいます。）によれば、対象者株式については本米国預託証券が発行されていますが、本米国預託証券の発行には、対象者は関与していないとのことです。本公開買付けにおいては、対象者株式の全ての取得を目指していることから、公開買付者は、法第 27 条の 2 第 5 項及び令第 8 条第 5 項第 3 号の規定に従い、対象者の発行する全ての株券等について売付け等の申込みの勧誘を行う必要があるため、買付け等をする株券等の種類に本米国預託証券を含めております。一方で、本米国預託証券は、米国で発行されている証券であるところ、日本国の居住者である公開買付者が米国外で実施される本公開買付けにおいてその取得をするにあたり、実務上、公開買付代理人としてその取扱いを行うことができる金融商品取引業者等が存在しないため、本公開買付けにおいて公開買付者が本米国預託証券自体の取得を行うことは困難であることが判明しております。そのため、本公開買付けにおいては、対象者株式及び本新株予約権の応募のみの受付けを行い、本米国預託証券自体の応募の受付け

は行わず、本米国預託証券が表章している本米国預託株式に係る対象者株式の応募の受け付けを行うことにいたします。従いまして、本公開買付けへの応募を希望する本米国預託証券の保有者の皆様においては、事前に、本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、かかる本米国預託証券に表章されていた本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、ご応募ください。なお、本米国預託証券届出書によれば、本米国預託株式1株は対象者株式1株に相当するものとされております。

本公開買付けに際し、KKR ファンドは、本日付けで、対象者の代表取締役社長 CEO である江藤隆志氏（以下「江藤氏」といいます。）との間で、本取引後の対象者の経営等に関して規定する経営委任契約の主要条件に関する合意書（以下「本合意書（江藤氏）」といいます。）を締結しております。本合意書（江藤氏）の概要につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「③ 本合意書（江藤氏）」をご参照ください。また、KKR ファンドは、江藤氏が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募する意向であることを確認しており、江藤氏との間で、江藤氏が公開買付者親会社の株式を引き受け、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、その一部を公開買付者親会社に再出資すること（以下「本再出資」といいます。）に合意しておりますが、本再出資の条件、時期等の詳細については、現時点では未定です（注4）（注5）。

また、KKR ファンドは、JIC キャピタル株式会社（以下「JICC」といいます。）との間で、JICC が、その管理・運営するファンドを通じて、公開買付者親会社の A 種優先株式及び B 種優先株式を直接又は間接に引き受ける方法により、合計金 950 億円の出資を、それぞれ、全て本公開買付けの成立の翌営業日以降本公開買付けに係る決済開始の前営業日までに行うこと（以下「本出資」といいます。）（注6）（注7）に合意し、2025 年 3 月 28 日付けで、JICC から本出資に係るエクイティ・コミットメントレター（以下「本 ECL（JICC）」といいます。）を取得しております。また、KKR は、本日付けで、JICC との間で、本出資の条件、A 種優先株式及び B 種優先株式の概要、本取引後の公開買付者親会社、公開買付者及び対象者の運営並びに公開買付者親会社の株式の取扱い等に関して規定する株主間契約の主要条件に関する合意書（以下「本合意書（JICC）」といいます。）を締結しております。なお、本出資が普通株式ではなく、A 種優先株式及び B 種優先株式による出資となったのは、必要な資金の量的補完・信用補完を行いつつも、長期的な視点にて対象者の事業の成長を支援するという本出資の目的に適合するよう、民間ファンドによる普通株式を用いた出資とは異なる時間軸・リターンに基づく設計を行う必要があったためです。本合意書（JICC）の概要につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「② 本合意書（JICC）」をご参照ください。

さらに、KKR ファンドは、2025 年 3 月 17 日に KKR と対象者の株主である ValueAct Japan Master Fund, L.P.（所有株式数：9,754,700 株、所有割合：9.25%）、及び ValueAct Strategic Master Fund II, L.P.（所有株式数：5,671,100 株、所有割合：5.37%、併せて、以下「VAC」といいます。）との間で秘密保持契約を締結し、VAC との間で、VAC が所有する対象者株式（15,425,800 株、所有割合：14.62%）の本公開買付けへの応募若しくは不応募、及び/又は、KKR ファンド等に対する再出資の有無とその手法等に関して協議を開始し、本日時点において、当該協議を継続しております。

（注4）本再出資における公開買付者親会社の株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格（下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に定義します。以下同じです。）と同一の価格である3,300円（ただし、本スクイーズ・アウト手続（以下に定義します。以下同じです。）として実施する本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」の「② 株式併合」において定義します。以下同じです。）における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち

本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です。

(注5) 公開買付者親会社が江藤氏から本再出資を受ける理由は、江藤氏は、本取引後も対象者の代表取締役社長 CEO として、対象者の経営方針や資本政策、海外戦略の策定・推進、重要取引先との連携・取引関係の深耕においても責任ある役割を担いながら、対象者グループの長期的な成長に向けて経営全般を継続的に主導していくことが予定されており、このような立場の江藤氏に対して、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。江藤氏による本再出資は、江藤氏による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に反するものではないと考えております。

(注6) 本出資における公開買付者親会社のA種優先株式及びB種優先株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制（法第27条の2第3項）の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格である3,300円（ただし、本スクイーズ・アウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。）にする予定であり、当該金額より低い評価額による発行、すなわち本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定です。

(注7) 公開買付者親会社がJICCから本出資を受ける理由は、JICCは、対象者の持続的な事業の発展及び長期的な企業価値向上を図り、対象者の中長期的な成長戦略の実現のために、対象者の事業に対して継続的な支援をいただくことを考慮したものです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて52,861,561株（所有割合（注8）：50.10%）を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（52,861,561株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、公開買付者は、対象者株式の全て、本新株予約権の全て及び本米国預託証券の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的としているため、本公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限である52,861,561株以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

買付予定数の下限を52,861,561株に設定した理由について、公開買付者は、2019年6月28日に経済産業省により公表された「公正なM&Aの在り方に関する指針」において「特に近年の我が国の資本市場動向としてパッシブ・インデックス運用ファンド（注9）の規模が拡大しているところ、その中には、取引条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募を行わない投資家も存在する」と指摘されており、公開買付者は、パッシブ・インデックス運用ファンドは、一般的に、公開買付けの条件の適否にかかわらず、原則として公開買付けへの応募は行わないものの、その後のスクイーズ・アウト手続における株主総会においては株式併合に係る議案に対して賛成の議決権行使を行う方針を有している傾向にあると認識しており、かかる傾向は対象者株式を所有しているパッシブ・インデックス運用ファンドも同様と認識しております。これらを背景に、過去の非公開化事例においてもパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数を買付予定数の下限から控除した事例は複数存在しており、このうち、公開買付け成立後の公開買付者の議決権所有割合が3分の2未満でありながら、スクイーズ・アウト手続における株主総会において株式併合に係る議案を可決している事例が複数存在することを確認しております。そのため、本取引においても、本公開買付けにより取得する対象者株式の数及び対象者の取締役（本日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議することにつき反対する意見を表明した山崎貴之取締役を除きます。）が保有する本譲渡制限付株式（注10）の数（94,800株）の合計数に係る議決権数に加えて、パッシブ・インデックス運用ファンドが所有する対象者株式の数に係る議決権数を合算することで、対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上とすることができれば、本臨時株主総会（下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）において本株式併合に係る議案が可決される蓋然性は高く、公開買付者としては、本公開買付けの成立の確実性を高めつつ、本公開買付

け成立後の本臨時株主総会において株式併合に係る議案が可決されない事態が生じる可能性を低下させることが可能と考えました。また、公開買付者が、2025年3月3日に対象者より共有を受けた、対象者が実施した2025年2月10日基準の対象者株主の機関投資家判明調査の内容を確認した結果、国内パッシブ・インデックス運用ファンドに限定したとしても、当該時点で合計14,963,800株(所有割合:14.18%)の対象者株式がパッシブ・インデックス運用ファンドにより所有されていることを認識しております。そのため、公開買付者は、本公開買付けの条件を含む本取引の条件が適切であるか否かの判断に従って本公開買付けに応募するか否かを決定する対象者の株主が所有する対象者株式は、100%から取締役(本日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議することにつき反対する意見を表明した山崎貴之取締役を除きます。)が保有する本譲渡制限付株式の所有割合0.09%を減じた99.91%から、上記14.18%を減じた85.73%程度に留まると考えており、そのような中で、公開買付者の所有割合が3分の2となるような下限を設定すると、本公開買付けの条件を含む本取引の条件が適切であると判断する対象者の株主の所有割合が3分の2を超える場合であっても、結果として本取引が成立せずに対象者の株主の皆様へ、下記「1. 買付け等の概要」の「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」の要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て決定した経済条件での合理的な売却機会を提供出来なくなる可能性があると考えております。以上のような考えの下、公開買付者は、対象者の非公開化という本公開買付けの目的を達成する可能性を最大化しつつ、対象者の一般株主の応募判断の結果を尊重すべく、本公開買付けの下限を設定すべきであると判断いたしました。

なお、公開買付者は、本株式併合に係る議案の可決に必要な議決権数を検討するにあたっては、過去の対象者の定時株主総会における議決権行使比率(注11)を参考にして、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する株式数(その場合想定される最低値は所有割合にして50.10%)、取締役(本日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議することにつき反対する意見を表明した山崎貴之取締役を除きます。)が保有する本譲渡制限付株式数(同0.09%)及びパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数(同14.18%)を合計した株式数(同64.37%)に照らせば、本臨時株主総会の議決権行使比率が過去の議決権行使実績を大幅に上回る96.56%程度以上にならない限り、本株式併合に係る議案の可決が可能な水準となると考えております。なお、買付予定数の下限は、本日時点の情報に依拠する暫定的な数値であり、同時点以後の対象者が所有する自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の下限が上記の数値と異なる可能性があります。また、上記のとおり、KKRは、本日時点において、VACとの間で、VACが所有する対象者株式(15,425,800株、所有割合:14.62%)の本公開買付けへの応募若しくは不応募、及び/又は、KKRファンド等に対する再出資の有無とその手法等に関して協議を行っておりますが、本公開買付けの開始までにVACとの間で、VACが所有する対象者株式の本公開買付けにおける取扱いに関して合意に至った場合、当該合意内容を考慮した買付予定数の下限とする可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な買付予定数の下限を決定する予定です。

(注8)「所有割合」とは、(i)対象者が2025年1月30日に提出した2025年3月期第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2024年12月31日現在の対象者の発行済株式総数(108,382,642株)から、(ii)対象者決算短信に記載された2024年12月31日現在対象者が所有する自己株式数(2,970,545株)を控除した株式数(105,412,097株)に、(iii)対象者から本日現在残存するものと報告を受けた本新株予約権(1,000個)の目的となる株式数(100,000株)を加算した数(105,512,097株、以下「潜在株式勘案後株式総数」といいます。)に占める割合(なお、小数点以下第三位を四捨五入しております。)をいいます。以下同じです。

(注9)「パッシブ・インデックス運用ファンド」とは、株式をはじめとする投資対象資産の市場のベンチマークとなる株価指数等の指数(インデックス)と投資成果が連動することを目的として運用することにより、市場平均並みの収益率を確保することを目指すファンドを意味します。

(注 10) 譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役が付与された対象者の譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、本日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議しており、本公開買付けが成立した後、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が付議された場合には、本公開買付けに賛同した取締役は同議案への賛成の議決権行使を行う見込みであると考えておりますので、買付予定数の下限を考慮するにあたって、取締役（上記取締役会において反対する意見を表明した山崎貴之取締役を除きます。）が保有する本譲渡制限付株式 94,800 株（所有割合：0.09%）に係る議決権の数を控除しております。

(注 11) 対象者が 2024 年 6 月 26 日に提出した第 131 期有価証券報告書によれば、2024 年 6 月開催の第 131 期定時株主総会の基準日における議決権の数は 1,053,088 個でしたが、2024 年 6 月 27 日に提出した臨時報告書によれば、実際に行使された議決権は全議案平均 899,161 個（小数点以下を四捨五入しています。）であり、行使された議決権は議決権の数全体に対して約 85.38%（小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、議決権行使比率の計算について他に取扱いを定めない限り同じです。）に相当します。同様に議決権行使比率を算定すると第 130 期定時株主総会は約 79.21%、第 129 期定時株主総会は 86.51%となり、対象者の直近 3 期の定時株主総会における議決権行使比率の最大値は約 86.51%となります。

公開買付者は、本公開買付けに係る決済に要する資金を、金融機関からの借入れ並びに公開買付者親会社からの出資（本出資により、JICC から公開買付者親会社に対して払い込まれた金額を充当することを含みます。）により賄うことを予定しております。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て、本新株予約権の全て及び本米国預託証券の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズ・アウト手続」といいます。詳細については、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定です。

なお、対象者が本日付で公表した「MBO の実施の一環としての TK 株式会社による当社株券等に対する公開買付けの開始予定並びに株式会社 KKR ジャパン及び JIC キャピタル株式会社の資本参画に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨するとともに、本米国預託証券の所有者（以下「本米国預託証券保有者」といいます。）の皆様に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことでした。

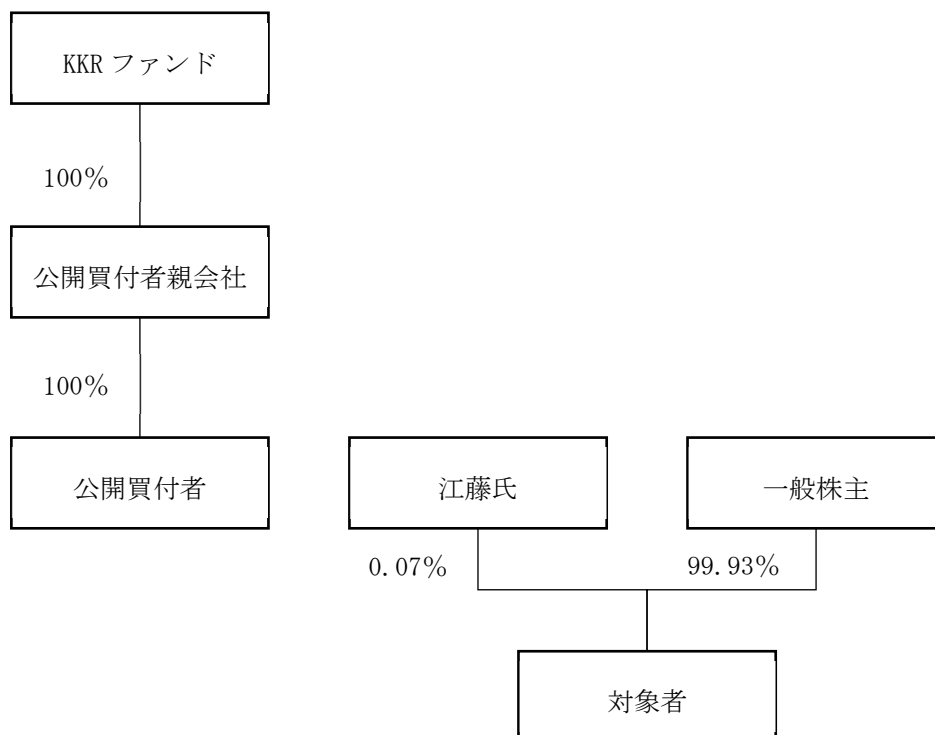
また、本公開買付けは、本前提条件が全て充足又は放棄された場合には、速やかに開始される予定であり、本日現在、2025 年 7 月末頃を目途に本公開買付けを開始することを目指していますが、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本戦略特別委員会に対して、本戦略特別委員会が本日付で対象者取締役会に対して提出した答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことでした。なお、対象者の取締役会決議の詳細は、対象者プレスリリース及び下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利

害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

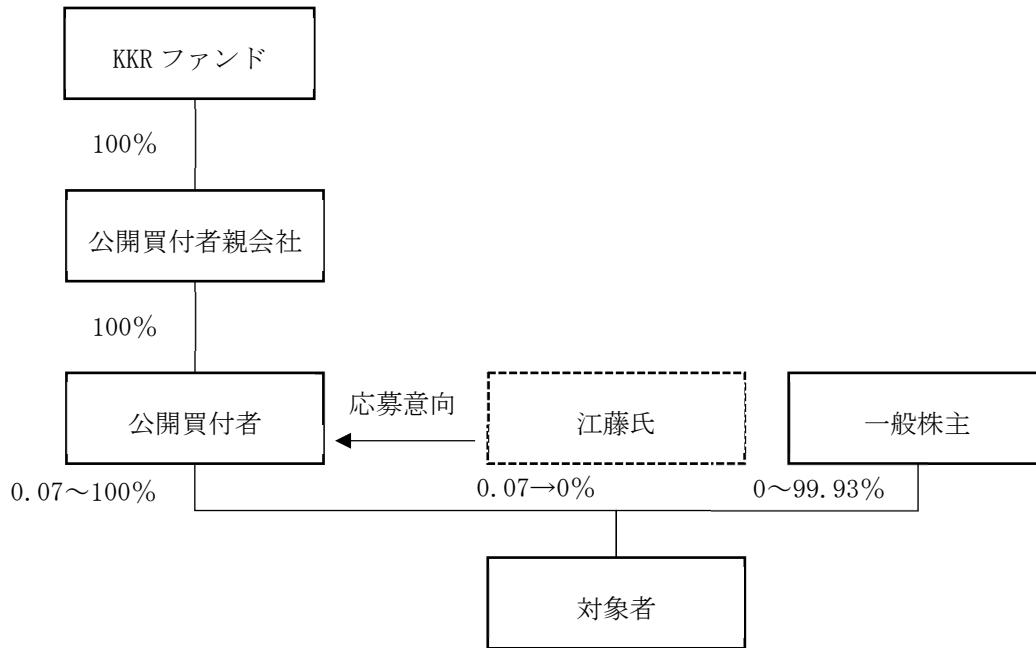
<本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャー概要図>

以下は、本公開買付け及びその後の想定されている各手続のストラクチャーの概要を図示したものです。

I. 現状（本日現在）

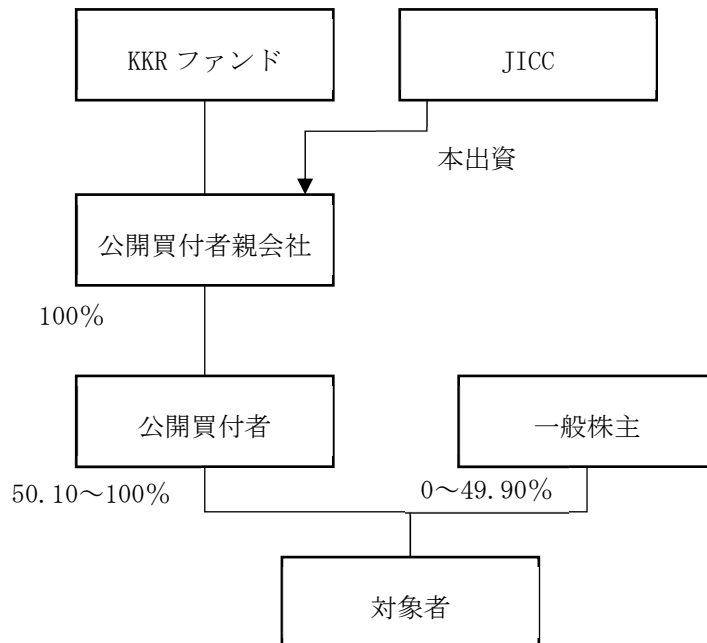


II. 本公開買付け（2025年7月末頃～2025年8月末頃（予定））

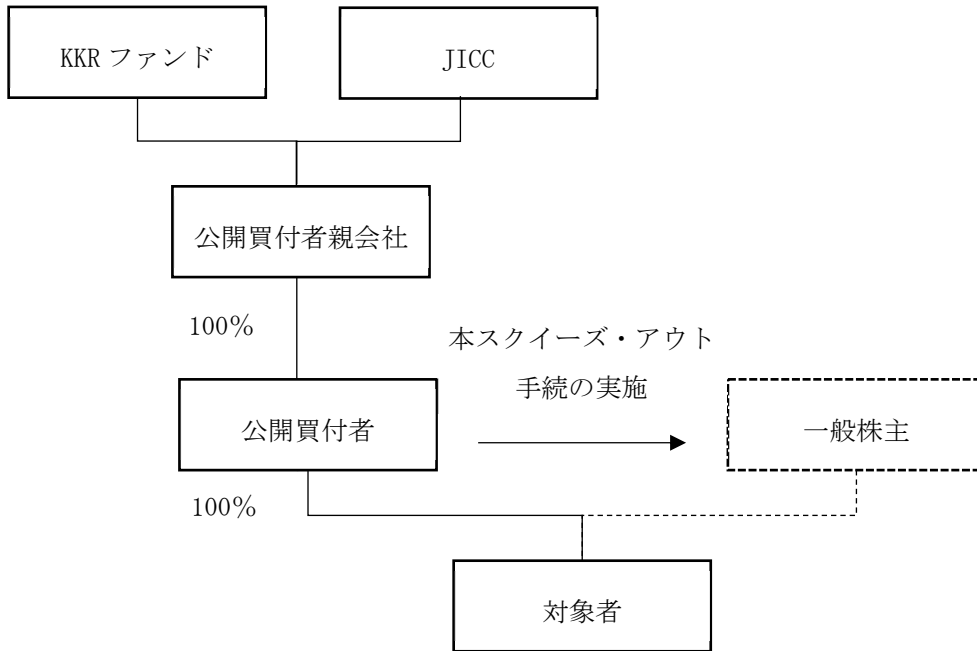


III. 本公開買付け成立後（2025年9月以降（予定））

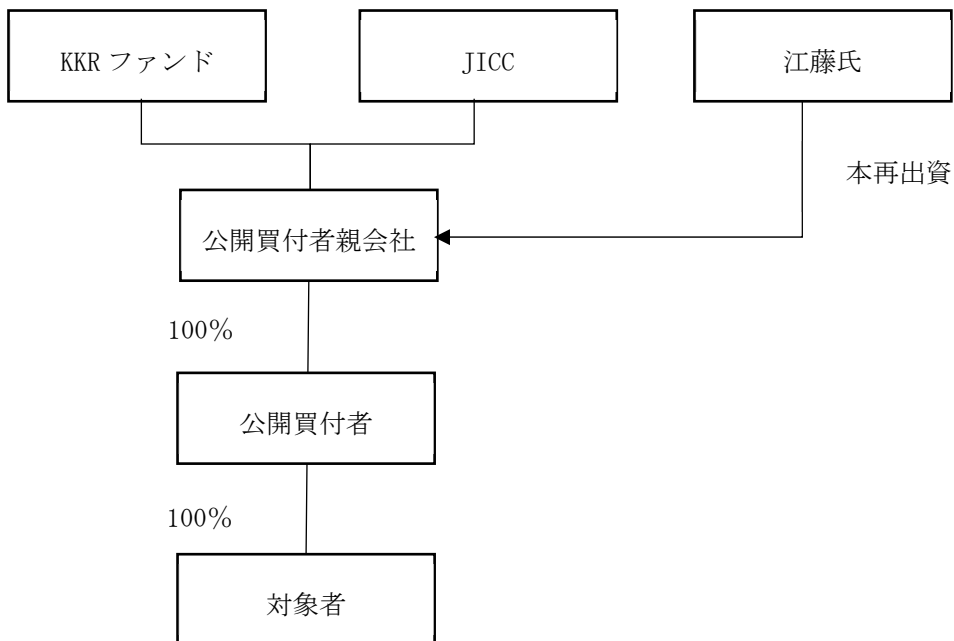
① 本出資



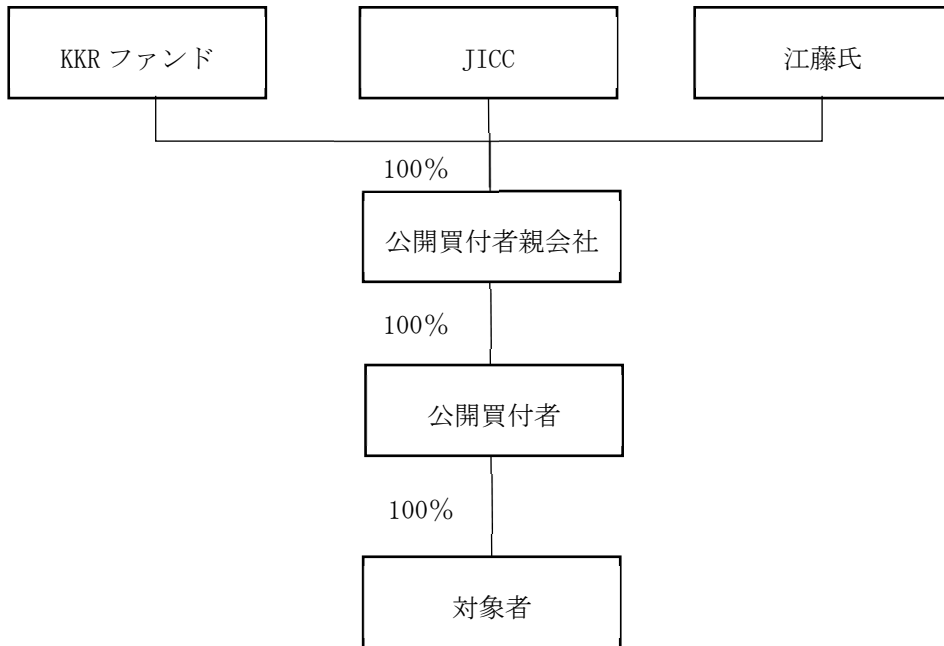
② (本出資の実施後) 本スキーズ・アウト手続



③ (本スキーズ・アウト手続の完了後) 本再出資



④ 本再出資実施後



(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 対象者を取り巻く経営環境等

対象者は、1932年9月に測量機の国産化を目的に陸軍省の要請で、服部時計店精工舎（現、セイコーグループ株式会社）の測量機部門を母体に東京光学機械株式会社として設立されたとのことです。その後、1989年に現在の社名である株式会社トプコンに社名変更したとのことです。対象者は、1949年5月に東京証券取引所及び大阪証券取引所に上場し、1986年9月に東京証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部に指定され、2009年3月に大阪証券取引所への上場を廃止した後、2022年4月の東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所プライム市場に移行し、現在に至ったとのことです。本日現在、対象者は連結子会社59社、持分法適用会社5社及び非連結子会社1社からなる企業グループ（以下「対象者グループ」といいます。）で構成されているとのことです。

対象者グループは、グループグローバルで共有する最上位の価値観を「TOPCON WAY」（注1）として明文化し、「医・食・住」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献することを経営理念に掲げているとのことです。社会の価値観の多様化が進むなか、事業活動を通じて、持続的な社会の実現に向けて取り組むことを推進するために、社会的課題の解決に資する製品・サービスの提供を行っていくと同時に、対象者グループに関連する全ての多様なステークホルダーを重視した経営を行うことを経営方針として、主に以下の事業を展開しているとのことです。

（注1）「TOPCON WAY」とは、対象者が事業活動を通じて、「医（Healthcare）・食（Agriculture）・住（Infrastructure）」に関する社会的課題を解決し、豊かな社会づくりに貢献すること、そのために、先端技術にこだわりモノづくりを通じて新たな価値を提供し続けること、多様性を尊重しグローバルカンパニーとして行動しすること、コンプライアンスを最優先し全てのステークホルダーから信頼される存在であり続けることを指すとのことです。

（i）ポジショニング事業

ポジショニング事業は、建設業者（土木・建物）、農家、建機・農機メーカー向けに、建機や農機を自動制御するマシンコントロール製品やGNSS（注2）製品を提供しているとのことです。対象者としては建設における世界的なインフラ需要増に伴う技能者の不足、農業における世界的な人口増加に伴う食糧不足、高齢化や熟練者の減少といった社会的課題があると考えており、これらを解決すべく、対象者のICT自動化施工技術（注3）や精密三次元位置計測（注4）やセンシング（注5）といったコア技術をベースに、建設分野におけるICT自動化施工や、農業分野におけるデジタル化や自動化を実現するIT農業ソリューション（注6）を通して、建設や農業の現場における生産性向上・品質向上、技能者不足解消に貢献しているとのことです。

これを実現するための対象者独自の技術を活用した製品群として、スマートインフラ事業（注7）が有する高度な光学技術を活用した測量機器、レーザー製品等、ポジショニング・カンパニー（注7）が有する最先端のGNSS受信機、建機や農機を自動化するマシンコントロール製品等と、関連ソフトウェアやクラウドソリューション（注8）を展開しているとのことです。

（注2）「GNSS」とは、Global Navigation Satellite System（全球測位衛星システム）を指すとのことです。

（注3）「ICT自動化施工技術」とは、情報通信技術を活用して、建設現場における建設機械による施工の自動化・効率化を行う技術を指すとのことです。

（注4）「精密三次元位置計測」とは、対象物の寸法や形状、位置関係等を三次元空間において精密に測定する技術を指すとのことです。

（注5）「センシング」とは、センサーを用いて対象物の状態や情報を収集する技術を指すとのことです。

(注6)「IT農業ソリューション」とは、具体的には、IT技術を活用して、農機を自動運転すること等により、農業における自動化・効率化を目指すソリューションを指すとのことです。

(注7)「スマートインフラ事業」「ポジショニング・カンパニー」とは、ポジショニング事業を構成する従来の報告セグメントを指すとのことです。

(注8)「関連ソフトウェアやクラウドソリューション」とは、具体的には、建設現場において建機等の稼働状況や建設の進捗状況等のデータ管理、農業において農機等の稼働状況や作物の生育状況等のデータ管理を行うことができるクラウドデータ管理サービスを指すとのことです。

(ii) アイケア事業

アイケア事業は、眼科医、眼鏡店等向けに、眼科検査・診断機器及び関連サービスを提供しているとのことです。対象者としては、世界的な高齢化の進行や生活習慣の変化による眼疾患の増加、医療コストの高騰、医師不足といったヘルスケアにおける社会的課題があると考えており、これらを解決すべく、対象者独自のフルオートスクリーニング機器(注9)やデジタル検眼システムにより、診断に必要な眼底画像や検査データを簡単に取得し、更に取得した画像や検査データをクラウドを活用したデータマネジメントシステム(注10)で統合管理を行う新たな仕組みを構築することで、眼疾患の早期発見と早期治療に貢献しているとのことです。

これを実現するための対象者独自の技術を活用した製品群として、眼科医や眼鏡店等向けの各種検眼機器、フルオートの眼底カメラやOCT(注11)といった検査・診断機器、及び、関連ソフトウェアやクラウドソリューションを展開しているとのことです。

(注9)「フルオートスクリーニング機器」とは、使用者が熟練者でなくても、ボタンを押すだけ等の簡単な操作のみで自動で検査することが可能な眼科検査・検眼機器を指すとのことです。

(注10)「クラウドを活用したデータマネジメントシステム」とは、具体的には眼底等の画像を含む眼科検査データをクラウド上で管理できるデータ管理ソリューション Topcon Harmony 等を指すとのことです。

(注11)「OCT」とは、Optical Coherence Tomography(光干渉断層計：近赤外光を照射して得た反射光から網膜の断層像を撮影する医療機器)を指すとのことです。

また、対象者グループでは、創業より培ってきた対象者の各事業共通のコア技術である光学技術を活かし、最先端の宇宙・防衛産業向けの光学製品及びデバイス製品を設計・製造・販売しているとのことです。具体例では、対象者グループは小型月着陸実証機(SLIM)に搭載されたLIDAR用光学ユニット(注12)、新型宇宙ステーション補給機(HTV-X)に搭載されるFlash LIDAR用光学ユニット(注13)、陸上自衛隊が運用する戦車に搭載される直接照準装置や、海上自衛隊が運用する哨戒機に搭載される赤外線探知装置用光学ユニットなどの研究・開発・製造を行っているとのことです。対象者の宇宙・防衛事業は、外国為替及び外国貿易法において、日本国の国家安全保障の観点で、外国人投資家による対象者への投資を制限する目的で、事前届出が必要な指定業種(国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになるおそれがある対内直接投資等に係る業種)に指定されているとのことです。

(注12)「LIDAR用光学ユニット」とは、LIDAR(レーザー光を使用して物体までの距離を測定し、周囲の環境の3Dマップを生成する技術)に用いられる光学部品を指すとのことです。

(注13)「Flash LIDAR用光学ユニット」とは、Flash LIDAR(カメラのフラッシュのように一度に広範囲を照射し、その反射光をセンサーで受け取ることで、周囲の環境の3Dマップを瞬時に生成する技術)に用いられる光学部品を指すとのことです。

2032年には創業100周年を迎える対象者は、「持続成長する100年ベンチャーに挑む」をビジョンとし

て掲げ、対象者グループの競争力の源泉は以下の2点にあることを認識して、これをさらに加速させていくとのことです。

(i) メーカーとしてのモノづくりの強みを守りつつ、同時に、ソリューションビジネスの拡大をグローバルで追求

ハードウェア製品を中心とする日本の製品開発・製造機能と、米国を中心にマーケットに即して発展する新しいソリューションビジネスの開発・展開機能を適切に組み合わせた組織として、日本及び米国相互のシナジーを最大化する。

(ii) 各事業領域での持続的な事業成長を狙い、新規事業創出への適切な先行投資と再投資を継続

将来の成長事業となる新規事業の創造、新規テクノロジーの研究開発に対する適切な投資を継続し、各事業に対し最大限の事業成長を計画・実行する。

現在、対象者グループは、2023年度を初年度とする3カ年の「中期経営計画2025」に沿って、顧客に必要とされる企業であり続けるための「顧客指向の深化」、効率的な組織を確立し収益力を強化するための「基盤改革」、次の成長事業を創出し続けるための「DX加速」の3つの柱を掲げて、各事業の持続成長を推進しているとのことです。

一方で、対象者グループを取り巻く経営環境は、欧米を中心とした各国の金融引締め長期化と金融緩和期待の後退、また地政学的リスク等の影響を受け、先行き不透明な状況が続いていると対象者としては認識しているとのことです。アイケア事業は引き続き、北米及び欧州地域を中心に順調に推移しているとのことです。対象者としては中国における病院経営の悪化や腐敗防止による入札減少等による影響が続くと考えており、ポジショニング事業は、対象者としては、世界的なインフレ及び穀物価格下落の長期化による農機メーカー各社の投資抑制の終息が当面見込めないと考えていること、米国における新政権の発足に伴う貿易・金融・産業政策等に関する不透明感から、投資が手控えられている状況が継続すると考えていることから、今後も不安定な状況が続く見通しであるとのことです。

このような経営環境に加え、ポジショニング事業においては、対象者としては、今後大手メーカーの内製化によるOEMやアフターマーケット市場の成長減速、新興メーカーの台頭による製品のコモディティ化及び価格競争の激化が見込まれると考えており、こうした事業環境と市場変化を踏まえて、中小型建機向けの製品やミドルレンジ製品の新規開発・投入、一層の構造改革を通じた収益力の改善と安定化への取り組みを、また、アイケア事業においては、迅速な新規サービスの開発と新規市場の開拓に向けた成長投資のさらなる加速等を中長期的な企業価値向上に向けた経営課題と認識しているとのことです。

② 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程等

上記のような経営課題にかかる認識を踏まえ、対象者はこれまで様々な成長戦略の実現に向けた施策を検討・実施してきたとのことです。対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには、長期的・持続的な事業変革の推進が必要であると考えようになったとのことです。従来の事業変革にかかる施策を超える抜本的な取組を加速させるべく、対象者株式の非公開化を含む対象者の資本政策を検討した結果、対象者グループが直面している経営課題を解決するためには、長期的にみれば対象者の企業価値向上が期待できるものの、継続的・長期的な投資が必要となることに加え、特に新たなビジネスを創造する上では、事業遂行上の不確定リスクも存在するため、短期的には対象者グループの収益及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があるとの考えに至ったとのことです。こうした施策を対象者が上場を維持したまま実施すれば、短期的には資本市場から十分な評価が得られず、対象者株式の市場価格の下落といったマイナスの影響を及ぼし、対象者の現在の株主に不利益を与える可能性を否定できないことから、2024年7月頃から、対象者を非公開化して資本市場から距離を置くとともに、株主構成を刷新し、機動的かつ柔軟な意思決定が可能となる株主と経営陣が一体となった強固かつ安定した経営体制を構築した上で、対象者独自の経営努力に加え、外部の経営資源も活用しながら、上記の経営課題に取り組むことが有力な選択肢と考えるに至ったとのことです。なお、対象者は、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができ

なくなることや、②知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることを挙げているとのことです。もっとも、①の面では、本取引の実行後であっても対象者の現在の財務状況等を考慮すると、自己資金及び金融機関からの借入れによって資金を確保することが可能であり、少なくとも当面の間その必要性は高くないと考えられ、②の面では、対象者が長らく上場企業として事業を営んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることからすれば、上場廃止による影響は限定的であると考えられることから、非公開化により期待されるメリットは、非公開化を行うことによるデメリットを上回るものと判断したとのことです。

さらに、上述のように今後対象者を取り巻く事業環境が変化していく中で、対象者グループがそれに対応していくためには、対象者の代表取締役社長 CEO である江藤氏が、対象者の経営方針や資本政策、海外戦略の策定・推進、重要取引先との連携・取引関係の深耕においても責任ある役割を担いながら、対象者グループの長期的な成長に向けて経営全般を継続的に主導していくことが有益であり、仮に対象者を非公開化する場合には、江藤氏が非公開化後も公開買付者と利益を共通にし、一定期間引き続き経営に関与するマネジメント・バイアウト (MBO) が有力な選択肢であるとの考えに至り、対象者の江藤氏以外の経営に携わる主要なメンバー及び一部の社外取締役とも協議を重ねた結果、2024年7月中旬頃、これらの考えが一致したとのことです。そこで、対象者は、マネジメント・バイアウト (MBO) を含む多角的かつ長期的な企業価値向上策の具体的な検討を開始するべく、その独立性に問題がないことを確認の上、同月、企業価値向上策の検討に係る対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、JP モルガン証券株式会社 (以下「JP モルガン証券」といいます。) を、長島・大野・常松法律事務所を対象者の法務アドバイザーとして、それぞれ選任するとともに、長期的な企業価値向上を推進するパートナーとして対象者株式に係る資本取引の可能性を含めた対象者の成長戦略について、KKR を含む国内外において豊富な実績を有する3社の投資ファンドとの間で協議を重ねてきたとのことです。加えて、対象者は、2024年7月30日開催の対象者の取締役会において、長期的な企業価値向上のための経営上の選択肢を検討するに当たっては、検討プロセスの公正さと透明性を確保することが重要であり、かつ、仮に非公開化の選択をする場合にはマネジメント・バイアウト (MBO) の方法により行われることも視野に入れ、スクイーズ・アウトを伴う取引となることを前提に、江藤氏から独立した、対象者の社外取締役5名 (社外取締役山崎直子氏 (ファナック株式会社社外取締役、文部科学省宇宙開発利用部会第12期 (科学技術・学術審議会臨時委員))、社外取締役稲葉善治氏 (ファナック株式会社取締役会長)、社外取締役日高直輝氏 (住友商事株式会社元代表取締役兼副社長執行役員、ブラザー工業株式会社社外取締役)、社外取締役寺本克弘氏 (ナブテスコ株式会社元代表取締役社長)、社外取締役中井元氏 (みずほ証券株式会社元常務執行役員、セントラル硝子株式会社元代表取締役専務執行役員)) によって構成される、戦略特別委員会 (以下「本戦略特別委員会」といいます。) を設置することを決議したとのことです。また、本戦略特別委員会は、同日に開催した戦略特別委員会において、潜在的な対象者のパートナー候補先及び本取引から独立した、本取引に係る対象者の法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、JP モルガン証券の選任を承認したとのことです。なお、本戦略特別委員会は、下記「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(i) 検討・交渉の経緯」に記載のとおり、2024年11月27日に開催された戦略特別委員会において、独自の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任したとのことです。

また、対象者は、対象者の更なる企業価値の向上及び対象者の株主の利益最大化の観点から、対象者株式の取得に関心を示すと考えられる複数の候補先を対象とする入札手続を実施した上でパートナーを決定することが望ましいと判断し、2024年7月30日の本戦略特別委員会で審議し、その方針について承認を得たとのことです。これを踏まえ、対象者は、同年8月中旬、対象者にとって望ましいパートナーを選定することを目的として、江藤氏が非公開化後も公開買付者と利益を共通にし、一定期間引き続き経営に関与するマネジメント・バイアウト (MBO) を前提とした対象者の公開買付けを通じた非公開化取引 (以下「非公開化取引」といいます。) への参加につき、KKR を含む国内外において豊富な実績を有する3社の投資ファンド (以下、総称して「本候補者」といいます。) を招聘した入札手続 (以下「非公開化プロセス」といいます。) の実施を決定し、当該プロセスを開始したとのことです。なお、本候補者の選

定にあたっては、初期的に投資ファンド及び事業会社を含む 50 社を超える潜在的候補者をリストアップした上で、有力な候補者との面談や、日本の製造業への投資実績、対象者の成長戦略の柱としているヘルスケア領域やグローバルに事業展開している企業への投資実績等の一定の選定基準に基づき絞り込みを行った結果、3 社を選定したとのことです。

一方で、KKR は、2024 年 7 月上旬、外部の経営資源も活用しながら経営課題に取り組むことを検討する対象者より、対象者の財務や事業などに関する戦略などについての相談を受け、2024 年 7 月上旬以降複数回にわたり、事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上に資する施策について、対象者と継続的に議論を重ねて参りました。2024 年 8 月 19 日、KKR は、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである JP モルガン証券より、対象者の公開買付けを通じた非公開化プロセスへの参加の打診を受け、非公開化プロセスへの参加の是非についての検討を始めました。KKR は、グローバルアイケア（注 1）及びインダストリアル領域における有数の投資経験を有しており、これまでの対象者との議論を通じて、KKR のグローバル・ネットワークを活用した対象者の事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上の余地は大きいとの考えを強める中において、2024 年 8 月中旬に非公開化プロセスに参加することを決定しました。その後、KKR は、非公開化プロセスの検討を進めるために、2024 年 8 月 13 日に KKR と対象者の間で締結された秘密保持契約に基づき、対象者から開示された対象者グループ全体及びセグメント別の売上高や営業利益、主要キャッシュ・フロー項目の過去実績及び将来計画、対象者の資産・負債の状況及び各種公開情報等に基づく初期的な検討を行い、対象者の情報提供に基づくデュー・ディリジェンスを実施する前の段階ではあるものの、対象者が属する事業セグメント別の市場の業界特性・成長性や、事業セグメント別の市場において対象者が確立している競争優位性、対象者の成長戦略の方向性や企業価値及び株式価値の向上に向けた潜在的な可能性について理解を深め、対象者がアイケア事業を中心に強固な競争力・成長力と高い潜在性を有していると考えようになり、同年 9 月 13 日、JP モルガン証券に対して、法的拘束力を有しない提案書（以下「非公開化プロセス 9 月 13 日付提案書」といいます。）を提出いたしました。KKR は非公開化プロセス 9 月 13 日付提案書において、対象者株式 1 株当たり 3,000 円を公開買付価格とし、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする対象者の非公開化取引の実施を提案いたしました。なお、非公開化プロセス 9 月 13 日付提案書における公開買付価格は、2024 年 9 月 13 日の前営業日である 2024 年 9 月 12 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 8 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 6 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 3 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）の終値の単純平均値（小数点以下四捨五入。以下、単純平均値の計算において同じです。）（1,459.5 円、1,496 円、1,636 円及び 1,695 円。）に対していずれもプレミアム（105.55%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、100.53%、83.37%及び 76.99%が付与されております。

（注 1）「グローバルアイケア領域」とは、世界規模での眼科医療の提供に関する事業・支援活動を含む分野をいいます。

その後、KKR は、2024 年 9 月中旬から 11 月下旬にかけて、対象者の経営陣との間で、対象者の企業価値の最大化に資する事業戦略についての建設的な議論を継続して参りました。そして、これまでの対象者の経営陣との議論の内容を踏まえ、KKR は、同年 11 月 26 日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の非公開化を前提とした公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案書（以下「非公開化プロセス 11 月 26 日付提案書」といいます。）を提出いたしました。KKR は非公開化プロセス 11 月 26 日付提案書において、対象者株式 1 株当たり 3,200 円を公開買付価格とし、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス 11 月 26 日付提案書における公開買付価格は、2024 年 11 月 26 日の前営業日で

ある2024年11月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年10月28日から2024年11月25日まで)、直近3ヶ月(2024年8月26日から2024年11月25日まで)、及び直近6ヶ月(2024年5月27日から2024年11月25日まで)の終値の単純平均値(1,564.0円、1,553円、1,547円及び1,614円。)に対していずれもプレミアム(104.60%、106.05%、106.85%及び98.27%)が付与されております。

その後、KKRは、2024年11月下旬から2025年1月上旬にかけて、対象者の経営陣との間で、引き続き対象者の企業価値の最大化に資する事業戦略についての建設的な議論を継続して参りました。そして、これまでの対象者の経営陣との議論の内容を踏まえ、KKRは、2025年1月6日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の非公開化を前提とした公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案書(以下「非公開化プロセス1月6日付提案書」といいます。)を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス1月6日付提案書において、対象者株式1株当たり3,800円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス1月6日付提案書における公開買付価格は、2025年1月6日の前営業日である2024年12月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年12月2日から2024年12月30日まで)、直近3ヶ月(2024年10月1日から2024年12月30日まで)、及び直近6ヶ月(2024年7月1日から2024年12月30日まで)の終値の単純平均値(2,838.5円、2,459円、1,868円及び1,731円。)に対していずれもプレミアム(33.87%、54.53%、103.43%及び119.53%)が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、一部の報道機関における対象者がKKRを含む複数の投資ファンドを招聘した本非公開化プロセスを行っている旨の憶測報道(以下「本非公開化プロセスに関する憶測報道」といいます。)がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月(2024年11月11日から2024年12月9日まで)、直近3ヶ月(2024年9月10日から2024年12月9日まで)、及び直近6ヶ月(2024年6月10日から2024年12月9日まで)の終値の単純平均値(1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。)に対していずれもプレミアム(116.34%、139.45%、142.50%及び136.32%)が付与されております。

その後、KKRは、2025年1月下旬から2月下旬にかけて、対象者の2025年1月30日公表の業績計画下方修正も踏まえた事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンス、対象者の経営陣との事業戦略に関するマネジメントインタビュー等を実施し、改めて対象者株式の取得について、検討を進めました。そして、KKRとしては、対象者が属する事業セグメント別の業界特性・成長性や、事業セグメント別の市場において対象者が確立している競争優位性、対象者の中長期的な成長戦略の方向性や、企業価値・株式価値の向上に向けた潜在的な可能性に関する更なる理解の深化に加えて、対象者の中長期的成長・将来ビジョンに対する理解をより一層深化させるとともに、対象者株式を非公開化することで、高度な技術、豊富な人的資本力及び強固な顧客基盤を有していると考えられる対象者と潤沢な人的・資本的リソース、アイケア・インダストリアル領域双方における実績及びグローバル・ネットワークを有していると考えられるKKRが戦略的なパートナーシップを組むことにより、特にアイケア領域において、KKRの投資先である大手アイケアリテール及び眼科医院チェーンとの協業による販売チャネルの拡大や、同領域の豊富な知見を有するグローバル専門家ネットワークの活用によるシナジーが期待でき、他方、本取引によるディスシナジーは見込まれないことから、本取引によって対象者の更なる飛躍的成長が可能であると考えに至り、同年2月25日、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する複数の上場会社の市場株価と収益性等との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、対象者に対して、公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案書(以下「非公開化プロセス2月25日付提案書」といいます。)を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス2月25日付提案書において、対象者株式1株当たり3,100~3,300円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス2月25日付提案書における公開買付価格は、2025年2月25日の前営業

日である 2025 年 2 月 21 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 1 月 22 日から 2025 年 2 月 21 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 11 月 22 日から 2025 年 2 月 21 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 8 月 22 日から 2025 年 2 月 21 日まで）の終値の単純平均値（2,848.0 円、2,858 円、2,574 円及び 2,052 円。）に対していずれもプレミアム（8.85～15.87%、8.47～15.47%、20.44～28.21%及び 51.07～60.82%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた 2024 年 12 月 10 日の前営業日である 2024 年 12 月 9 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 11 月 11 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 9 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 6 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）の終値の単純平均値（1,756.5 円、1,587 円、1,567 円及び 1,608 円。）に対していずれもプレミアム（76.49～87.87%、95.34～107.94%、97.83～110.59%及び 92.79～105.22%）が付与されています。

KKR は、その後対象者から、非公開化プロセス 2 月 25 日付提案書において提案した公開買付価格の見直しを含めて、2025 年 2 月 28 日までに提案の再提出をすべき旨の依頼を受けたことから、同月 28 日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の非公開化を前提とした公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない改訂提案書（以下「非公開化プロセス 2 月 28 日付提案書」といいます。）を提出いたしました。KKR は非公開化プロセス 2 月 28 日付提案書において、対象者株式 1 株当たり 3,300 円を公開買付価格とし、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス 2 月 28 日付提案書における公開買付価格は、2025 年 2 月 28 日の前営業日である 2025 年 2 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 1 月 28 日から 2025 年 2 月 27 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 11 月 28 日から 2025 年 2 月 27 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 8 月 28 日から 2025 年 2 月 27 日まで）の終値の単純平均値（2,827.5 円、2,845 円、2,656 円及び 2,088 円。）に対していずれもプレミアム（16.71%、15.99%、24.25%及び 58.05%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた 2024 年 12 月 10 日の前営業日である 2024 年 12 月 9 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 11 月 11 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 9 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 6 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）の終値の単純平均値（1,756.5 円、1,587 円、1,567 円及び 1,608 円。）に対していずれもプレミアム（87.87%、107.94%、110.59%及び 105.22%）が付与されています。

その後、2025 年 3 月 3 日、KKR は対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年 3 月上旬から 3 月下旬にかけて、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等の完了に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、同年 3 月 26 日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の公開買付価格を対象者株式 1 株当たり 3,300 円（以下「本公開買付価格」といいます。）とし、本新株予約権 1 個当たりの買付等の価格（以下「本新株予約権買付価格」といいます。）を、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする、本取引に係る法的拘束力ある最終提案書を提出いたしました。そして、本日、KKR は、対象者との間で、本公開買付価格を 3,300 円、本新株予約権買付価格を 193,400 円、本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式 1 株当たりの買付等の価格を、本公開買付価格と同額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりとのことです。

(i) 対象者における検討・交渉の経緯

対象者は、上記「② 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のと

おり、これまでも事業会社及び KKR を含む投資ファンドとの間で資本取引も含めた戦略的な選択肢にかかる協議を行ってきたとのことです。KKR とは、2024 年 7 月上旬から 8 月上旬にかけて複数回にわたり、対象者の事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上に資する施策について、継続的に議論を重ねてきたとのことです。このような中、対象者は、2024 年 8 月中旬より、対象者の更なる企業価値の向上及び対象者の株主の利益最大化の観点から、対象者株式の取得に関心を示すと考えられる対象者にとって望ましいパートナーを選定することを目的として、各候補者との間で秘密保持契約を締結したうえで非公開化プロセスを開始し、同年 9 月 13 日に各本候補者より法的拘束力を有さない初期的な提案書（以下、総称して「本初期提案書」といいます。）を受領したとのことです。このうち、KKR から提示された本初期提案書である非公開化プロセス 9 月 13 日付提案書においては、対象者株式 1 株当たり 3,000 円を公開買付価格とし、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とするもので、当該公開買付価格は、2024 年 9 月 13 日の前営業日である 2024 年 9 月 12 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 8 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 6 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 3 月 13 日から 2024 年 9 月 12 日まで）の終値の単純平均値（1,459.5 円、1,496 円、1,636 円及び 1,695 円。）に対していずれもプレミアム（105.55%、100.53%、83.37%及び 76.99%）が付与されているとのことです。

対象者及び本戦略特別委員会は、対象者の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるか、また提案の実現可能性等の観点から各本初期提案書における提案内容の精査を行ったとのことです。他方で、江藤氏としては、当該時点ではマネジメント・バイアウト（MBO）を前提とした対象者の非公開化が対象者の企業価値向上に資する最善の施策であるとの最終的な結論には至っていなかったこと、及び、本初期提案書はあくまでも限定的な情報を元に作成されたものであり、詳細につき更なる協議の余地があったことから、対象者は、その段階で直ちに候補者を選定することはせず、各本候補者との間で本初期提案書を踏まえた対象者の企業価値の最大化に資する事業戦略についての協議を継続したとのことです。

その後、対象者は、2024 年 11 月上旬から下旬にかけて、KKR を含む本候補者 2 社から本初期提案書の内容を更新する法的拘束力を有しない提案を受領したとのことです。このうち、KKR からは、非公開化プロセス 11 月 26 日付提案書を受領したとのことです。非公開化プロセス 11 月 26 日付提案書においては、対象者株式 1 株当たり 3,200 円を公開買付価格とし、本新株予約権 1 個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式 1 株当たりの行使価額との差額に本新株予約権 1 個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とするもので、当該公開買付価格は、2024 年 11 月 26 日の前営業日である 2024 年 11 月 25 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 10 月 28 日から 2024 年 11 月 25 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 8 月 26 日から 2024 年 11 月 25 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 5 月 27 日から 2024 年 11 月 25 日まで）の終値の単純平均値（1,564.0 円、1,553 円、1,547 円及び 1,614 円。）に対していずれもプレミアム（104.60%、106.05%、106.85%及び 98.27%）が付与されているとのことです。

対象者及び本戦略特別委員会は、本候補者から受領した提案を対象者の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるかという観点から慎重に比較検討を行うとともに、各本候補者との間で更に協議を継続したとのことです。このような中、江藤氏は、引き続き対象者の現状の株主構成の下で上場を維持しつつ企業価値向上策を講じた場合における、長期的にみれば対象者の企業価値向上が期待できるものの、短期的には対象者グループの収益及びキャッシュ・フローに悪影響を与える可能性があり、資本市場から十分な評価が得られないようなシナリオとの比較において、長期的な戦略実行のための経営の安定性確保及び対象者の強みを伸ばせる組織構造の追求の観点からは、やはりマネジメント・バイアウト（MBO）を前提とした対象者の非公開化が対象者の企業価値向上に資する最善の施策であるとの最終的な結論に至り、対象者の経営に携わる主要なメンバー及び社外取締役全員とも協議を行った結果、かかる考えが一致したため、江藤氏は、2024 年 11 月中旬、マネジメント・バイアウト（MBO）を前提とし

た対象者の非公開化を進める旨の意向を本戦略特別委員会において表明したとのことです。かかる表明を受けて、本戦略特別委員会は、非公開化プロセスの検討における構造的な利益相反状況のもと、本戦略特別委員会がより直接的に専門家のサポートを得られる体制を確保すべく、2024年11月27日に開催された本戦略特別委員会において、本戦略特別委員会の独自の法務アドバイザーとして中村・角田・松本法律事務所を選任したとのことです。

その後、対象者及び本戦略特別委員会は、2024年12月から2025年1月上旬にかけて、KKRを含む本候補者2社から本初期提案書の内容を更新する法的拘束力を有しない提案を受領したとのことです。このうち、KKRからは、非公開化プロセス1月6日付提案書を受領したとのことです。非公開化プロセス1月6日付提案書においては、対象者株式1株当たり3,800円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とするもので、当該公開買付価格は、2025年1月6日の前営業日である2024年12月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年12月2日から2024年12月30日まで）、直近3ヶ月（2024年10月1日から2024年12月30日まで）、及び直近6ヶ月（2024年7月1日から2024年12月30日まで）の終値の単純平均値（2,838.5円、2,459円、1,868円及び1,731円。）に対していずれもプレミアム（33.87%、54.53%、103.43%及び119.53%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（116.34%、139.45%、142.50%及び136.32%）が付与されているとのことです。

上記のような検討の過程を踏まえ、対象者は、本戦略特別委員会の意見も確認のうえ、2025年1月、マネジメント・バイアウト（MBO）を前提とした対象者の非公開化を実施する前提で、各候補者に対して対象者の企業価値及び株式価値をより精緻に算定・検証するために必要な情報を提供するとともに、最終的な候補者を確定させる観点から、事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンス及び対象者の経営陣との事業戦略に関するマネジメントインタビュー（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）を含む第2次入札手続（以下「本最終入札手続」といいます。）を実施することを決定し、当該手続を開始したとのことです。なお、対象者は全ての本候補者に対して本最終入札手続の案内を行いました。そのうち1社から手続に参加しない旨の意向表明を受けたため、KKRを含む2社（以下「本最終候補者」といいます。）が当該手続に参加したとのことです。

本デュー・ディリジェンスは2025年1月下旬から2月下旬にかけて実施され、2025年2月25日、KKRを含む各本最終候補者から最終提案書を受領したとのことです。このうち、KKRから提示された非公開化プロセス2月25日付提案書においては、対象者株式1株当たり3,100～3,300円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とするもので、当該公開買付価格は、2025年2月25日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年1月22日から2025年2月21日まで）、直近3ヶ月（2024年11月22日から2025年2月21日まで）、及び直近6ヶ月（2024年8月22日から2025年2月21日まで）の終値の単純平均値（2,848.0円、2,858円、2,574円及び2,052円。）に対していずれもプレミアム（8.85～15.87%、8.47～15.47%、20.44～28.21%及び51.07～60.82%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（76.49～87.87%、95.34～107.94%、97.83～110.59%及び92.79～105.22%）が付与されているとのことです。なお、当該公開買付価格は、非公開化プロセス

1月6日付提案書において提案された公開買付価格と比較して最大700円のディスカウントとなっておりますが、これは、非公開化プロセス1月6日付提案書が提出された後の2025年1月30日に対象者が2025年3月期の業績予想を下方修正したことに加え、本最終入札手続の開始前に、足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえて事業計画の修正を行い、当該修正後の事業計画を本最終入札手続の参加者に提供したところ、KKRにおいてこれらを踏まえて改めて提案価格を見直した結果となります。なお、当該修正後の事業計画については、2025年1月30日に開催された本戦略特別委員会において内容を説明の上、本戦略特別委員会の承認を得ているとのことです。その後、更に最終提案書を提出した各本最終候補者との間で公開買付価格及び本取引に係る取引条件等について協議を行い、対象者は各本候補者に対して同年2月28日までに、改めて最善の提案に改訂の上再提出するように依頼し、同日、各最終本候補者からそれに対する返答を得たとのことです。このうち、KKRからは非公開化プロセス2月28日付提案書を受領したとのことです。非公開化プロセス2月28日付提案書においては、対象者株式1株当たり3,300円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とするもので、非公開化プロセス2月28日付提案書における公開買付価格は、2025年2月28日の前営業日である2025年2月27日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年1月28日から2025年2月27日まで）、直近3ヶ月（2024年11月28日から2025年2月27日まで）、及び直近6ヶ月（2024年8月28日から2025年2月27日まで）の終値の単純平均値（2,827.5円、2,845円、2,656円及び2,088円。）に対していずれもプレミアム（16.71%、15.99%、24.25%及び58.05%）が付与されており、また、対象者株式の株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（87.87%、107.94%、110.59%及び105.22%）が付与されているとのことです。最終提案書の提案内容を総合的に比較・検討した結果、KKRの提案価格が対象者株式1株当たり3,300円と他の本最終候補者と比べてより高額であり、また、本取引成立に向けた蓋然性及び長期的な企業価値向上を見据えた戦略・施策のいずれの観点からもKKRの提案が最も優れていると考え、2025年3月3日、KKRを最終候補先として選定した上で、同年3月21日を期限とする独占交渉権を付与し、本取引の実施に向けた更なる協議及び検討を開始したとのことです。

その後、同年3月上旬から3月下旬にかけて、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等の完了に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等、本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議並びに本公開買付契約の条件についてKKRとの間で交渉を重ね、2025年3月26日、KKRから法的拘束力を有する最終提案書を受領したとのことです（なお、KKRとJICCとの間の本合意書（JICC）の交渉状況等に鑑み、本戦略特別委員会の承認も得た上で、2025年3月12日、上記独占交渉権に係る独占交渉期間を同年3月28日まで延長したとのことです。）。同最終提案書における本公開買付価格及び本新株予約権買付価格は、非公開化プロセス2月28日付提案書から変わらず、対象者株式1株当たりの買付け等の価格を3,300円、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とし、それに加え、非公開化プロセス2月28日付提案書の提出以降に公開買付者がその存在を認識した本米国預託株式について、本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格と同額とするものとのことです。法的拘束力のある2025年3月26日付最終提案書における公開買付価格である3,300円は、2025年3月26日の前営業日である2025年3月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年2月26日から2025年3月25日まで）、直近3ヶ月（2024年12月26日から2025年3月25日まで）、及び直近6ヶ月（2024年9月26日から2025年3月25日まで）の終値の単純平均値（2,976.0円、2,864円、2,843円及び2,294円。）に対していずれもプレミアム（10.89%、15.22%、16.07%及び43.85%）

が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月10日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（87.87%、107.94%、110.59%及び105.22%）が付与されているとのことです。対象者及び本戦略特別委員会は、独占交渉権に係る独占交渉期間中も本公開買付契約の条件交渉等を通じて本取引の実施に向けた検討を継続的に行い、本日開催された取締役会及び戦略特別委員会において、本公開買付価格を3,300円とし、本新株予約権価格を193,400円とし、本米国預託株式に係る対象者株式1株の買付価格を3,300円とすることを決定し、KKRとの間で本取引を実施することで合意に至ったとのことです。

以上の検討及び各本候補者との交渉過程において、本戦略特別委員会は、対象者や対象者のファイナンシャル・アドバイザーや法務アドバイザーから適宜検討・交渉状況の報告を受け、それについて意見を述べることにより、交渉過程に関与しているとのことです。また、対象者は、KKRとの交渉にあたって、本戦略特別委員会において協議・決定した交渉方針に従って対応を行ったとのことです。

また、対象者として、対象者グループの強みは、日本において培ってきた開発・製品設計・製造力と、成長余地の大きい米国を中心とした海外市場における先進的なソフトウェアサービス事業を組み合わせることに長けた組織構造（以下「トプコン・モデル」といいます。）に依拠していると考えているとのことです。こうした観点に加え、対象者グループの総合的な技術力は宇宙・防衛事業に求められる高度な光学技術を源泉としていると考えていたことから、対象者は、対象者が非公開化したあとも、トプコン・モデルを維持するとともに、宇宙・防衛事業を存続させる体制を模索してきたとのことです。こうした検討を踏まえ、対象者は、本邦ハードウェア企業によるグローバル市場でのソリューション企業としての成功事例創出を目指す取組みにより、対象者の持続的な事業の発展及び長期的な企業価値向上を図るために、2024年3月頃からJICCとの間で、対象者の中長期的な成長戦略の実現のために、対象者の事業に対して継続的な支援をいただくことにつき協議を重ねてきたとのことです。そして、協議の結果、対象者としては、民間の投資ファンドによる非公開化プロセスは並行して行っていたものの、民間の投資ファンドに加えて、JICCが参画することにより、必要な資金の量的補完・信用補完の役割が果たされることに加え、主要事業の成長戦略を完了させるためには一定期間を要する中、また対象者の構造改革を実現する必要がある中、JICCからはこれらの取組みの要となるより長期的かつ中立的な資金提供が期待できること等を踏まえ対象者よりJICCに参画を要請したとのことです。最終的には、JICCからは、対象者の非公開化プロセスには参加しないものの、非公開化プロセスにおいて最終的に選定されるパートナー候補者と協議の上、対象者に対して間接的なマイノリティ出資をすることにつき了解を得たため、対象者がKKRを最終候補者として選定した2025年3月3日以降、JICC及び公開買付者との間で協議を開始し、本合意書（JICC）の締結に至ったとのことです。

以上の検討に関連して、対象者取締役会は、2025年1月30日、本公開買付けがマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること及びスクイズ・アウトを伴う取引であること等に鑑み、本戦略特別委員会に対して、本取引の目的の合理性、本取引に係る取引条件・手続の妥当性・公正性等について諮問しているとのことです（委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。これに加えて対象者は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、ファイナンシャル・アドバイザーであるJPモルガン証券から下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した

第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」の注記に記載する前提条件のもと、本公開買付価格が対象者の普通株主（公開買付者、公開買付親会社、KKR 及びそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を取得しているとのことです。また、対象者は法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引を含む対象者取締役会の意思決定の過程その他の留意事項について、必要な法的助言を受けると共に、本戦略特別委員会から 2025 年 3 月 28 日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けたとのことです（当該答申書の具体的な内容及び本戦略特別委員会の活動内容については、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。

(ii) 対象者が本公開買付けに賛同するに至った理由

上記の協議及び検討の結果、対象者は、以下のとおり、本公開買付価格である 3,300 円、本新株予約権買付価格である 193,400 円、及び本米国預託株式に係る対象者株式 1 株の買付価格である 3,300 円は、それぞれ対象者の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券保有者の皆様が享受すべき利益が確保された適正な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券保有者の皆様に対して適正なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株券等の売却の機会を与えるものであると判断したとのことです。

(ア) 本公開買付価格は、本候補者が提出した最終提案書における提案価格のうち最も高い価格であること。

(イ) 本公開買付価格は、下記「(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための各措置が講じられた上で、本戦略特別委員会の十分な関与のもと、非公開化プロセスという競争環境が存在する中で KKR と長期に亘る十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

(ウ) 本公開買付価格が、対象者が本日付で JP モルガン証券より取得した対象者株式の株式価値に関する株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）における対象者株式の価値算定結果のうち、(i) 市場株価平均法の算定結果の上限を超えており、かつ、(ii) 対象者の株式の本源的価値を表す DCF 法の算定結果の中央値を超えていること。また、対象者が JP モルガン証券より、本日付で本公開買付価格が、下記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」(ii) 本フェアネス・オピニオンの概要」の(注)に記載の前提条件のもと、対象者の普通株主（公開買付者、公開買付親会社、KKR 及びそれらの関係者を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書を取得したこと。

(エ) 本公開買付価格は、2025 年 3 月 28 日の前営業日である 2025 年 3 月 27 日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2025 年 2 月 28 日から 2025 年 3 月 27 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 12 月 30 日から 2025 年 3 月 27 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 9 月 30 日から 2025 年 3 月 27 日まで）の終値の単純平均値（3,190 円、2,891 円、2,850 円及び 2,319 円。）に対していずれもプレミアム（3.45%、14.15%、15.79%及び 42.30%）が付与されているところ、対象者の株価は、本非公開化プロセスに関する最初の憶測報道がなされた 2024 年 12 月 10 日の前営業日である 2024 年 12 月 9 日の終値（1,756.5 円）から、当該憶測報道がなされた 2024 年 12 月 10 日の翌営業日である 2024 年 12 月 11 日の終値の終値（2,656.5 円）にかけて 51.24%の顕著な上昇をしており、本取引の実施に関する期待を相当程度織り込んでいるという見方が合理的であり、当該本非公開化プロセスに関する最初の憶測報道がなされた 2024 年 12 月 10 日の前営業日である 2024 年 12 月 9 日の対象者株式の終値並びに直近 1 ヶ月（2024 年 11 月 11 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、直近 3 ヶ月（2024 年 9 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）、及び直近 6 ヶ月（2024 年 6 月 10 日から 2024 年 12 月 9 日まで）の終値の単純平均値（1,756.5 円、1,587 円、1,567 円及び 1,608 円。）に対してい

いずれもプレミアム（87.87%、107.94%、110.59%及び105.22%）が付与されており、近時の他のマネジメント・バイアウト（MBO）事例74件（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保にむけて－」を公表した2019年6月28日以降、2025年3月17日までに公表された国内上場企業を対象としたもので、公開買付け未実施・不成立の事例を除きます。）における買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアム水準（公表日前営業日の終値に対するプレミアムの平均値・中央値（46.56%・41.97%）、直近1ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値・中央値（49.68%・44.20%）、直近3ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値・中央値（52.21%・45.79%）及び直近6ヶ月間の終値の単純平均値に対するプレミアムの平均値・中央値（52.17%・47.28%）と比較して、いずれも高い水準であるといえること。さらに、対象者の株価は、本非公開化プロセスに関する2度目の憶測報道がなされた2025年3月27日の前営業日である2025年3月26日の終値（2,970.0円）から、当該憶測報道がなされた2025年3月27日の終値（3,190.0円）にかけて7.4%の上昇をしており、本取引の実施に関する期待を一層織り込んでいるという見方が合理的であるところ、本公開買付価格は、当該本非公開化プロセスに関する2度目の憶測報道がなされた2025年3月27日の前営業日である2025年3月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年2月27日から2025年3月26日まで）、直近3ヶ月（2024年12月27日から2025年3月26日まで）、及び直近6ヶ月（2024年9月27日から2025年3月26日まで）の終値の単純平均値（2,970.0円、2,872円、2,845円及び2,306円。）に対しても、いずれもプレミアム（11.11%、14.90%、15.99%及び43.10%）が付与されていること。

（オ）本公開買付価格は、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本戦略特別委員会から取得した本答申書においても妥当であると判断されていること。

（カ）本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,300円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額、本米国預託株式に係る対象者株式1株の買付価格は、本公開買付価格である3,300円と同額と決定されているため、本公開買付価格と同様の理由で、新株予約権者及び本米国預託証券保有者の利益に十分な配慮がされたものといえること。

（キ）本公開買付期間（下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置」において定義します。）について、公開買付期間を原則として21営業日とすることを予定しているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付けの開始までに4ヶ月程度を要することを見込んでいるため、対象者の株主、本新株予約権者及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保されているといえること。

（ク）公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式等売渡請求（下記「（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に定義します。以下同じです。）、又は本株式併合を行うことを予定しており、本公開買付けに応募しなかった株主、本新株予約権者及び本米国預託証券保有者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一となるように算定されることを明らかにしていること、本株式等売渡請求の場合は対象者の株主、本新株予約権者及び本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた本米国預託証券保有者の皆様に裁判所に対する価格決定申立権が、株式併合の場合は対象者の株主の皆様に株式買取請求権及びこれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が確保されており、これをもって強圧性が生じないように配慮されていること。

以上より、対象者は、本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付

けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨し、本米国預託証券保有者の皆様に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、本公開買付けは、本前提条件が全て充足又は放棄された場合には、速やかに開始される予定であり、本日現在、2025年7月末頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、本クリアランスに係る手続を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本日時点において事前届出を実施済みの本クリアランス手続はございません。また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、対象者グループでは、宇宙・防衛産業向けの光学製品及びデバイス製品を設計・製造・販売しており、対象者の宇宙・防衛事業は、外国為替及び外国貿易法において、日本国の国家安全保障の観点で、外国人投資家による対象者への投資を制限する目的で、事前届出が必要な指定業種（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがある対内直接投資等に係る業種）に指定されているため、日本の外国為替及び外国貿易法に基づく本クリアランスの取得に相応の期間を要することが見込まれております。このため、対象者は、上記取締役会において、本公開買付けが開始される際に、本戦略特別委員会に対して、本戦略特別委員会が本日付で対象者取締役会に対して提出した答申書の意見に変更がないか否かを検討し、対象者取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問すること、及びかかる意見を踏まえ、本公開買付けが開始される時点で、改めて本公開買付けに関する意見表明を行うことを併せて決議しているとのことです。

④ 本公開買付け後の経営方針

本取引後、KKRは、対象者の役職員とともに、今まで対象者が築き上げてきた確固たる事業基盤を活かしつつ、KKRが有するグローバルの人的・資本的リソース、ノウハウ、ネットワークを活用し、オーガニック（既存の経営資源を活用した手法）及びインオーガニック（他社との提携・他社の買収等による手法）双方での成長戦略の推進を通じて、対象者の更なる事業成長及び企業価値の向上を目指して参ります。KKRは、本取引完了後、対象者の経営陣と最適なポートフォリオ戦略を議論の上、対象者の売上成長及び収益性改善施策を実施することを検討しております。

公開買付者は、現時点においては、経営の効率化を図るために、本取引完了後に、KKRが指名する取締役を対象者の取締役に就任させることを考えておりますが、その具体的な人数、時期及び候補者等については、現時点では未定です。また、本取引完了後の経営体制や取締役会の構成等に関しても、現時点では、公開買付者としての具体的な想定及び希望はございません。

なお、公開買付者は、対象者の役職員に対してストックオプション等のインセンティブ・プランの導入を予定しており、公開買付者及び対象者の役職員及び従業員が一丸となって、対象者の長期的な企業価値の向上を図る体制を構築する予定です。なお、具体的なインセンティブ・プランの内容や導入時期は未定です。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置が講じられていることから、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を52,861,561株と設定しており、応募

株券等の総数が買付予定数の下限（52,861,561株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数（105,512,097株）から、本取引の成立後に公開買付者親会社に出資するとともに、引き続き対象者の代表取締役社長 CEO として対象者の経営にあたる事が予定されており、少数株主と構造的な利益相反関係にある江藤氏が所有する対象者株式の数（70,054株）を控除した株式数（105,442,043株）の過半数（52,721,022株。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数）を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られない場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

① 複数の買い手候補先からの提案の受領と検討

対象者は、本戦略特別委員会の助言のもと、本取引の検討において、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。）を実施しているとのことです。対象者は、入札手続を通じて、複数の買い手候補先からの提案を受領し、それらと比較検討しながら交渉を進めることにより、買い手候補先間の競争環境の醸成・維持に努めていたとのことです。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うにあたり、本公開買付けの公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、公開買付関連当事者から独立した第三者算定機関として、対象会社のファイナンシャル・アドバイザーである JP モルガン証券に対して、対象者株式の価値の算定を依頼するとともに、本公開買付けが対象者の普通株主（公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及びそれらの関係者を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）の提出を依頼したとのことです。対象者は、本日付で、本株式価値算定書を、本日付で、本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。なお、JP モルガン証券は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であり、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

なお、本取引に係る JP モルガン証券に対する報酬には、本取引の成立等を条件とする成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合でも対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により JP モルガン証券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本戦略特別委員会は、対象者が選任したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関につき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、本戦略特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを確認しているとのことです。

(i) 算定の概要

対象者は、下記「(ii) 本フェアネス・オピニオンの概要」の注記に記載の前提条件のもと、本日付で JP モルガン証券より、本株式価値算定書を取得したとのことです。また、対象者は、本日付で JP モルガン証券より、本公開買付けが、当該前提条件のもと、対象者の普通株主（公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及びそれらの関係者を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得したとのことです。

JP モルガン証券は、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、複数の株式価値算定手法の中から対象者株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、対象者に市場株価が存在することから市場株価平均法を、将来

の事業活動の状況を算定に反映するために DCF 法を、それぞれ算定手法として用いて、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。なお、本株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンは、対象者の取締役会が本取引を検討するにあたり、情報を提供し支援することのみを目的として作成されたものとのことです。

JP モルガン証券が、上記の手法に基づいて算定して対象者株式の 1 株当たりの株式価値のレンジは、以下のとおりとのことです。

市場株価平均法： 2,319 円～3,190.0 円

DCF 法： 2,790 円～3,512 円

市場株価平均法では、基準日を 2025 年 3 月 27 日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値 3,190.0 円、直近 1 ヶ月間（2025 年 2 月 28 日～2025 年 3 月 27 日）の終値単純平均値 2,891 円、直近 3 ヶ月間（2024 年 12 月 30 日～2025 年 3 月 27 日）の終値単純平均値 2,850 円、及び直近 6 ヶ月間（2024 年 9 月 30 日～2025 年 3 月 27 日）の終値単純平均値 2,319 円を基に、対象者の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,319 円～3,190 円と算定しているとのことです。

DCF 法では、対象者グループの事業をポジショニング事業とアイケア事業に分類して価値評価を行う、サム・オブ・ザ・パーツ分析を実施し、各事業ごとに価値評価を行っているとのことです。ポジショニング事業については対象者が本件に際して作成した 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの事業計画、アイケア事業については対象者が本件に際して作成した 2026 年 3 月期から 2033 年 3 月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）における収益計画及び投資計画（注 1）を前提として、対象者の各事業が 2026 年 3 月期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、各事業ごとの一定の割引率で現在価値に割り引くことにより、各事業の事業価値を算定し、その各事業の事業価値を合算することで、対象者の事業価値を算定した上で、対象者の 1 株当たりの株式価値の範囲を 2,790 円～3,512 円と算定しているとのことです。なお、割引率は、ポジショニング事業では 8.0%～8.5%、アイケア事業では 10.5%～11.0%を採用しているとのことです。継続価値の算定についてはポジショニング事業、アイケア事業の各事業において永久成長率法を採用し、永久成長率をポジショニング事業では 2.0%～3.0%、アイケア事業では 2.5%～3.5%としているとのことです。

（注 1）本事業計画においては、ポジショニング事業については 2026 年 3 月期から 2031 年 3 月期までの 6 年間で、アイケア事業については 2026 年 3 月期から 2033 年 3 月期までの 8 年間で対象期間としておりますが、これは、対象者が合理的に予測可能、かつ、業績が平準化すると考えられるまでの期間が、ポジショニング事業においては 6 年間であると対象者が判断したのに対し、今後、新規サービスの開発や新規市場の開拓を見込むアイケア事業においては、当該期間が 8 年間であると対象者が判断したためとのことです。

なお、本事業計画における財務予測は、本取引の実施を前提としたものではなく、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であることから反映していないとのことです。本事業計画については、ポジショニング事業において大幅なフリー・キャッシュ・フローの増益を見込んでいる事業年度（2030 年 3 月期において、前期比 57.2%の増加）が含まれているとのことです。これは、ポジショニング事業における販売費及び一般管理費の継続的な削減努力により、当該事業年度のフリー・キャッシュ・フローの増加が見込まれているためとのことです。また、アイケア事業においても、大幅な営業利益の増益を見込んでいる事業年度（2027 年 3 月期、2029 年 3 月期、2031 年 3 月期において、それぞれ前期比 85.9%、58.3%、36.8%の増加）が含まれているとのことです。これは、当該事業年度を含むアイケア事業の計画期間にわたり、顧客市場及びサービス領域の拡大による継続的な売上高の成長と営業利益率の改善が見込まれているためとのことです。

なお、DCF 法による算定の前提とした各事業ごとの対象者の財務予測の数値は以下のとおりとのことです。

ポジショニング事業（単位：百万円）

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期
売上高	131,510	145,355	157,682	169,698	181,417	188,475
営業利益	9,091	11,079	13,317	15,308	16,666	17,460
EBITDA	21,617	24,592	26,169	24,621	29,690	26,305
フリー・キャッシュ・フロー	11,500	9,924	9,751	7,139	11,221	8,550

アイケア事業（単位：百万円）

	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期	2033年 3月期
売上高	87,798	106,125	124,856	140,699	155,532	177,485	200,581	223,019
営業利益	5,223	9,709	10,807	17,112	21,252	29,067	37,374	46,419
EBITDA	9,912	14,946	16,600	23,565	28,877	37,014	45,854	55,432
フリー・キャッシュ・フロー	2,691	5,719	5,909	11,880	15,681	17,925	23,253	29,540

(ii) 本フェアネス・オピニオンの概要

上記の通り、対象者は、本日付で JP モルガン証券より、本公開買付価格である 1 株当たり 3,300 円が、下記の注記に記載の前提条件のもと、対象者の普通株主（公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及びそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地より妥当であると判断した旨の本フェアネス・オピニオンを取得しているとのことです。なお、本フェアネス・オピニオンは、対象者から提出した事業計画その他財務情報の分析及び検討並びに対象者及び本戦略特別委員会との質疑応答を経て、JP モルガン証券により実施された対象者株式の価値算定結果の検討に加え、本公開買付けに賛同するに至る経緯・背景に係る対象者及び本戦略特別委員会との質疑応答、並びに JP モルガン証券内部の手に従い、JP モルガン証券の投資銀行本部その他のプロフェッショナルにより構成されるコミッティーによる承認を経て、発行されているとのことです。

(注) JP モルガン証券は、本フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明及びその基礎となる本株式価値算定書における対象者株式の株式価値の算定を行うにあたり、公開情報、本戦略特別委員会、対象者若しくは公開買付者から提供を受けた情報、又は本戦略特別委員会、対象者若しくは公開買付者と協議した情報、及び JP モルガン証券が検討の対象とした、又は JP モルガン証券のために検討されたその他の情報等の一切が、正確かつ合理的で完全であることを前提としており、独自にその正確性、合理性、及び完全性について検証を行ってはいないとのことです。（また独自にその検証を行う責任も義務も負っていないとのことです。）。JP モルガン証券は、公開買付者又は対象者及びその関連会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定も行っておらず、また、そのような評価又は査定の提供も受けておらず、さらに、JP モルガン証券は、倒産、支払停止又はそれらに類似する事項に関する適用法令の下での公開買付者又は対象者の信用力についての評価も行っていないとのことです。JP モルガン証券は、対象者から提出された、又はそれらに基づき算出された財務分析や予測に依拠するにあたっては、それらが、当該分析又は予測に関連する対象者の将来の業績や財務状況に関する対象者の経営陣の本株式価値算定書、及び

本フェアネス・オピニオンの作成時点での最善の見積もりと判断に基づいて合理的に作成されていることを前提としているとのことです。そして、JP モルガン証券は、かかる分析若しくは予測又はそれらの根拠となった前提については、何ら見解を表明するものではないとのことです。また、JP モルガン証券は、本公開買付けを含む本取引が、本公開買付契約に規定されたとおりに実施されること、並びに、本公開買付契約の最終版が、JP モルガン証券に提出されていたその文案と如何なる重要な点においても相違しないことを前提としているとのことです。また、JP モルガン証券は、本公開買付契約及び関連する合意文書内において、対象者、公開買付者、公開買付親会社、KKR 及びその関連会社によってなされた表明保証が、現在および将来において、JP モルガン証券の分析にとって重要な点において真実かつ正確であることを前提としているとのことです。JP モルガン証券は、法務、当局による規制、税務、会計等の事項に係る専門家ではなく、それらの点については対象者のアドバイザーの判断に依拠しているとのことです。さらに、JP モルガン証券は、本取引の実行に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、対象者又は本取引の実行により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されることも前提としているとのことです。

本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる算定結果は、必然的に、本フェアネス・オピニオンの日付現在で JP モルガン証券が入手している情報及び同日現在の経済、市場、その他の状況に基づいているとのことです。同日より後の事象により、本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる本株式価値算定書の算定結果が影響を受けることがあります。JP モルガン証券はその分析及び意見を修正、変更又は再確認する義務を負うことはないとのことです。本フェアネス・オピニオンは、本公開買付価格が、一定の前提条件の下、対象者の普通株主（公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及びそれらの関係者を除きます。）にとって財務的見地から公正であることについての意見を表明するにとどまり、対象者のいかなる種類の有価証券の保有者、債権者、その他の構成員にとって本公開買付価格が公正であることについての意見を述べるものではなく、また、本取引を実行するという対象者の決定の是非について意見を述べるものではないとのことです。また、本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる本株式価値算定書の算定結果は、対象者又は対象者の取締役会、買付者及び買付者の取締役会に対し、特定の買付価格について推奨するものではなく、また特定の買付価格が、唯一の適切な買付価格であることについて推奨するものではないとのことです。さらに、JP モルガン証券は、本公開買付け等のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても、本取引における本公開買付価格に関連する報酬の金額または性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬が公正であることに関して意見を述べるものではないとのことです。JP モルガン証券は、将来において取引させる対象者株式の価格に関し、意見を述べるものではないとのことです。

対象者から JP モルガン証券に対して提出された対象者の事業計画及び財務予測（以下「本件財務予測等」といいます。）は、対象者の経営陣により作成されているとのことです。なお、対象者は、JP モルガン証券による本フェアネス・オピニオン及びその基礎となる対象者株式の株式価値の算定に関連して JP モルガン証券に提出した本件財務予測等を、一般には公表しておらず、また、本件財務予測等は一般に公開することを目的としては作成されていないとのことです。本件財務予測等は、本質的に不確実であり、かつ対象者の経営陣が制御できない多くの変数及び前提条件（一般経済、競争条件及び現行利子率に係る要因を含みますが、これらに限られません。）に依拠しているとのことです。そのため、実際の業績は、本件財務予測等と大幅に異なる可能性があるとのことです。前記の本フェアネス・オピニオンに記載された意見の表明並びにその基礎となる対象者株式の株式価値の算定の結果及びその算定の手法の概要は、JP モルガン証券が実施した又は参考にしたデータを全て記載したものではないとのことです。本フェアネス・オピニオン及び本株式価値算定書は複雑な過程を経て作成されており、その分析結果の一部又は要約の記載は必ずしもその分析の内容全てを正確に表すものではないとのことです。JP モルガン証券の分析結果は全体として考慮される必要があり、その分析結果を全体として考慮することなく、その一部

又は要約のみを参考にした場合、JP モルガン証券の分析及び意見の基礎となる過程について必ずしも正確な理解を得ることができない可能性があるとのことです。JP モルガン証券は、その意見を表明するに当たり、分析及び要因を総体的かつ全体的に考慮しており、特定の分析又は要因に特別な比重を置いておらず、また、個別に検討した各分析又は各要因についてそれぞれが JP モルガン証券の算定結果の根拠となったか又どの程度根拠となったかについての意見は述べていないとのことです。

JP モルガン証券は、本公開買付けを含む本取引に関する対象者のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であり、かかるファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関としての業務の対価として対象者から報酬を受領する予定ですが、当該報酬の相当部分は本公開買付けを含む本取引が実行された場合にのみ発生するとのことです。さらに、対象者は、かかる業務に起因して生じ得る一定の債務について JP モルガン証券を補償することに同意しているとのことです。本フェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、JP モルガン証券及びその関係会社は、対象者のために投資銀行業務を行い、JP モルガン証券及びその関係会社は通常の報酬を受領しているとのことです。当該期間中、JP モルガン証券又はその関係会社は、対象者の財務アドバイザーを務めています、これ以外に対象者のために重要な財務アドバイザー業務その他の重要な商業銀行業務又は投資銀行業務を行っていないとのことです。また、当該期間中、JP モルガン証券及びその関係会社は、KKR 及其の特定の関連会社やポートフォリオ企業のために商業銀行業務又は投資銀行業務を行い、JP モルガン証券及びその関係会社は通常の報酬を受領しているとのことです。かかる業務には、それらの企業に対する財務アドバイザー業務、デットシンジケーション、デットの引受け、及びエクイティの引受けに係る業務が含まれているとのことです。さらに、JP モルガン証券の商業銀行である関係会社は、公開買付者、KKR 及びその投資先企業のエージェント・バンクであり、未利用のレジット・ファシリティのレンダーであり、当該関係会社は当該業務に関して通常の報酬又はその他の金銭的な便益を受領しているとのことです。さらに、本フェアネス・オピニオンの日付までの2年間において、JP モルガン証券及びその関係会社は、JICC のために投資銀行業務を行い、JP モルガン証券及びその関係会社は通常の報酬を受領しているとのことです。かかる業務には、2024年6月に完了した JSR 株式会社の買取における JICC の買い手側アドバイザーが含まれているとのことです。また、JP モルガン証券及びその関係会社は、自己勘定で、対象者及び KKR のそれぞれの発行済み普通株式の1%未満を保有しているとのことです。JP モルガン証券及びその関係会社は、その通常の業務において、対象者、KKR 及びそれらの関係会社が発行した債券、株式又は金融商品（デリバティブ、銀行ローンその他の債務を含みます。）の自己勘定取引又は顧客勘定取引を行うことがあり、したがって、JP モルガン証券及びその関係会社は随時、これらの有価証券の買持ちポジション又は売持ちポジションを保有する可能性があるとのことです。

(iii) 本新株予約権に係る算定の概要

本新株予約権は、本新株予約権買付価格が、本公開買付価格である3,300円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されていることから、対象者は、本新株予約権買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

また、本新株予約権は、いずれも新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのことです。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、本日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者の皆様がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて包括的に承認する旨、並びに譲渡を希望する本新株予約権者との間では、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのことです。

(iv) 本米国預託証券に係る算定の概要

本米国預託株式に係る対象者株式1株の買付価格は、本公開買付価格である3,300円と同額と決定されていることから、対象者は、本米国預託株式に係る対象者株式1株の買付価格について第三者算定機関から算定書又は意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会的意思決定の過程における公正性、客観性及び適正性を担保すべく、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者の関連当事者から独立した法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会的意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けているとのことです。なお、長島・大野・常松法律事務所は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、長島・大野・常松法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。本戦略特別委員会は、対象者が選任した法務アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことを確認しているとのことです。

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置等の経緯

上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「(2) 公開買付者と対象者との協議、公開買付者による意思決定の過程等」に記載のとおり、対象者は、長期的な企業価値向上のための経営上の選択肢を検討するに当たっては、検討プロセスの公正さと透明性を確保することが重要であり、かつ、仮に非公開化の選択をする場合にはマネジメント・バイアウト（MBO）の方法により行われることも視野に入れ、スクイーズ・アウトを伴う取引となることを前提に、2024年7月30日開催の対象者取締役会における決議により、江藤氏から独立した、対象者の社外取締役5名（山崎直子氏、稲葉善治氏、日高直輝氏、寺本克弘氏、及び中井元氏）によって構成される、本戦略特別委員会を設置したとのことです。なお、本戦略特別委員会の委員の報酬は、通常の役員報酬以外に、委員としての職務に関する報酬を受領する予定ですが、委員としての職務に関する報酬は答申内容にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本戦略特別委員会の委員の本取引の成否からの独立性も確保されているとのことです。また、対象者は、江藤氏がマネジメント・バイアウト（MBO）を前提とした対象者の非公開化を進める旨の意向を本戦略特別委員会において表明したことを受け、本取引に係る提案がマネジメント・バイアウト（MBO）を前提として具体化されることに伴い、2025年1月30日開催の対象者取締役会において、本戦略特別委員会に対して以下の各事項について諮問したとのことです（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）。

1. 本取引の目的の合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）
2. 本取引の取引条件の妥当性
3. 本取引に係る手続の公正性
4. 本取引を行うことは対象者の一般株主にとって不利益ではないか
5. 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非

また、対象者取締役会は、本諮問事項の諮問にあたり、(i)本戦略特別委員会の判断内容を最大限尊重して本取引に係る意思決定を行うものとし、本戦略特別委員会が本取引の取引条件が妥当でなく、本取引に賛同すべきでないと判断した場合には、本取引に賛同しないこと、(ii)本諮問事項の検討に必要な情報収集を行うこと（取締役、従業員その他本戦略特別委員会が必要と認める者への本戦略特

別委員会への出席等)、(iii) 対象者の費用負担にて本戦略特別委員会として独自に財務アドバイザー、法務アドバイザー、第三者評価機関その他のアドバイザーを指名又は選任すること（また、対象者のアドバイザーにも専門的助言を求めることができること。）、(iv) 公開買付者との交渉権限、及び(v) その他本諮問事項の検討に必要な事項に係る権限を付与することを併せて決議しているとのことです。

(ii) 検討の経緯

本戦略特別委員会は、2024年7月30日から本日までの間に全17回の日程で開催され、本諮問事項に関する審議を行ったとのことです。

具体的には、本戦略特別委員会は、本株式価値算定書、本フェアネス・オピニオン、対象者プレスリリース及び本公開買付契約のドラフトのほか、非公開化プロセスにおいて各本候補者から受領した提案書を含む、本取引の検討や本公開買付価格の交渉に関する一連の資料その他の本戦略特別委員会において配付された各種資料を検討したとのことです。

また、本戦略特別委員会は、本諮問事項につき検討するため、本取引に関し、対象者から複数回に亘り、対象者における対象者の事業に関する現状認識、本取引の意義・目的、本取引が対象者に与える影響についてのヒアリングを実施したとのことです。さらに、本戦略特別委員は、江藤氏からも、本取引の意義・目的、非公開化プロセスにおける本候補者との協議状況についてのヒアリングを実施したとのことです。

また、本戦略特別委員は、対象者から本事業計画について説明を受け、質疑応答を行うとともに、JPモルガン証券に対してヒアリングを実施し、対象者株式の株式価値の算定方法及び評価プロセス並びに株式価値算定等に関する考察過程について詳細な説明を受けたとのことです。

このほか、本公開買付価格を含む本公開買付けの買付条件に関する交渉経緯については、非公開化プロセスの内容及び非公開化プロセスに係る対象者と本候補者との交渉状況を含め、JPモルガン証券及び対象者から本戦略特別委員に対して詳細な説明が行われたとのことです。本戦略特別委員からも当該説明の都度、交渉に関して意見を述べることで、交渉に主体的に関与しているとのことです。

これとは別に、本戦略特別委員会は、対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引において想定されているスキーム、対象者における意思決定プロセスにおいて講じている利益相反回避措置の内容及び運用状況、並びに本公開買付契約の交渉状況及びその内容について説明を聴取するとともに、本戦略特別委員会の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所から本戦略特別委員会の運営方法等について法的観点からの助言を受けているとのことです。

(iii) 判断内容

本戦略特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年3月28日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

a. 答申内容

1. 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的である。
2. 本取引に係る取引条件（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）の公正性・妥当性は確保されている。
3. 本取引に係る手続の公正性は確保されている。
4. 上記1. から3. までを踏まえ、本取引を行うことの決定は、対象者の一般株主にとって不利益でないと考えられる。
5. 対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権者に対して本公開買付けに応募することを推奨し、本米国預託証券保有者に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上

で、本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると考えられる。

なお、上記5.においては、諮問事項には明記されていない本新株予約権及び本米国預託証券に関する答申が含まれるが、本戦略特別委員会は、諮問事項5.の細目として本新株予約権者及び本米国預託証券保有者に対して応募を推奨することの是非が含まれるものと判断し、上記5.の答申を行っている。

b. 答申理由

I. 本取引の目的の合理性について

以下の点を考慮すれば、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められる。

- 対象者のさらなる成長及び企業価値向上を実現するためには長期的・持続的な事業変革の推進が必要であるが、そのような事業変革は短期的には対象者グループの収益及びキャッシュ・フローに悪影響を与え、短期的なスパンで業績を上げることが求められる資本市場においては十分な評価が得られない可能性がある。事業変革についての抜本的な取組を加速させるという目的の達成のためには、非公開化を行うことにより、パートナーとなる特定の株主と経営陣が一体となった経営体制を構築することも合理と考えられる。
- 非公開化の中でも特にマネジメント・バイアウト（MBO）を前提とすることについては、アイケア事業のソリューションビジネスのような様々なリスク管理が求められる新規事業を育てていくためには、高度な経営的な知見を有する体制で臨むことがとりわけ重要であり、対象者の事業特性を熟知した江藤氏が本取引の後も対象者の経営に関与して事業変革に取り組むことは対象者の企業価値の向上にとって有益な選択肢であると考えられる。
- KKRは、本取引後の経営方針について、対象者の企業価値の源泉である、メーカーとしてのモノづくりの強みを守りつつ、同時に、ソリューションビジネスの拡大をグローバルで追求すること、及び各事業領域での持続的な事業成長を狙い、新規事業創出への適切な先行投資と再投資を実行すること、という対象者の経営方針をサポートする考えであることを表明している。
- このほか、本取引においてはJICCが対象者に対する間接的なマイノリティ出資を行う予定であることから、宇宙・防衛事業を含む対象者の事業に対してJICCから継続的な支援を受けることも期待できる。
- 本取引に伴うデメリットについては、一般に、株式の非公開化に伴うデメリットとして、①資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなることや、②知名度や社会的信用の向上といった上場会社として享受してきたメリットを以後享受できなくなることが考えられるが、①の面では、対象者の現在の財務状況等を考慮すると、自己資金及び金融機関からの借入れによって資金を確保することが可能であり、少なくとも当面の間その必要性は高くないと考えられ、②の面では、対象者が長らく上場企業として事業を営んでおり、取引先との関係でも既に十分な知名度や社会的信用を有していることからすれば、上場廃止による影響は限定的であると考えられ、本取引により期待されるメリットは、本取引を行うことによるデメリットを上回るものと考えられることができる。

II. 本取引の取引条件の妥当性

以下の点を考慮すれば、対象者の一般株主からみて、本取引に係る取引条件（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

ア. 交渉状況の確保

本取引における合意は、本戦略特別委員会の主体的な関与の下、対象者とKKRとの間において、独立当事者間に相当する客観的かつ整合性のある議論を踏まえた結果決定されたものであることが推

認められ、決定プロセスの透明性や公正性を疑わせるような事情は見当たらなかった。

イ. 株式価値算定と本公開買付価格の関係

(a) 事業計画

本公開買付価格の公正性・妥当性の検討に当たって中心的な資料となる JP モルガン証券による算定結果は、対象者が本件に際して作成した本事業計画を基礎資料としているため、本戦略特別委員会は、本事業計画について、その策定手続（本取引と利害関係を有する者が事業計画の作成に関与していないことを含む。）及び内容について、本事業計画が過度に保守的な見積もりに基づくものとなっていないことを含めて確認した。

特に、アイケア事業については、ポジショニング事業と比べても各種の施策が結実するのに時間を要することが想定される場所、両事業について同じ期間の計画とした場合には、アイケア事業についての将来性が適切に反映できない計画になる可能性があることから、本事業計画においては、ポジショニング事業は 2031 年 3 月期までの計画としているのに対して、アイケア事業については 2033 年 3 月期までの計画を策定している。このように、本事業計画は、対象者の事業の実態と今後の展望に照らして、合理的な期間を事業ごとに設定するものであると認められる。

また、対象者は、2025 年 1 月 30 日に 2025 年 3 月期の業績予想を下方修正したことに加え、最終入札手続の開始前に、足元における最新の業績や将来の見通しを踏まえて本事業計画の修正を行っている。これらの修正は、北米でのポジショニング事業の景況の回復が想定より遅れていること及び新規事業であるアイケア事業のソリューションビジネスの進捗の遅れ等の足元の状況を踏まえた合理的な見通しを反映したものであり、従前はより早い時期に実現できると考えていた事項について、当初の予想よりも成長に時間がかかることが見込まれることを理由に改めて精査を行ったものである。

このように、本事業計画の修正は、客観的な業績の進展等を踏まえた時点修正を行うものであって、恣意的に計画を押し下げたり修正前の事業計画で想定していた事業の内容を変更したりするものではないから、不合理なものとは認められない。

以上からすれば、本事業計画は、その策定手続及び内容について、公開買付者の恣意的な圧力が介在した事実は認められず、合理的なものとして認められる。

(b) 算定方法

本株式価値算定書の内容に関する JP モルガン証券の本戦略特別委員会に対する説明及び本戦略特別委員会との質疑応答に基づけば、JP モルガン証券が採用した算定方法である市場株価平均法及び DCF 法は、本取引と同種の取引における株式価値算定においても一般的に利用されている算定方法であり、かつ、JP モルガン証券による各算定方法の採用の理由に不合理な点は認められず、JP モルガン証券が上記各算定方法を用いて対象者の株式価値を算定したことについて不合理な点は認められない。

JP モルガン証券は、市場株価平均法において、2025 年 3 月 27 日を基準日として、基準日の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用しているところ、市場株価平均法において基準日の終値、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用することは一般的であり、市場株価平均法による算定の内容に不合理な点は認められない。

また、JP モルガン証券は、DCF 法において、対象者グループの事業をポジショニング事業とアイケア事業に分類して価値評価を行う、サム・オブ・ザ・パーツ分析を実施しているところ、上記イ (a) のとおり本事業計画は合理的な期間を事業ごとに設定しているものであること、アイケア事業においては新規事業であるソリューションビジネスを含んでいる点において、ポジショニング事業とは性質が異なることから、サム・オブ・ザ・パーツ分析を採用したことについて不合理な点は認められない。

DCF法の算定過程においても、まずフリー・キャッシュ・フローは、一般的な項目を加減算することで算定されており、本事業計画の財務数値とも整合していることから、合理的であり、割引率としてWACCの採用、その際のリスクフリーレート、エクイティ・リスク・プレミアム及びベータ値の数値の採用根拠及び継続価値について永久成長率法の採用についても、実務上も一般的な手法であると考えられ、不合理な点は認められない。

以上より、JPモルガン証券による算定の内容について不合理な点は認められない。

(c) 対象者株式に関する株式価値評価

JPモルガン証券が作成した本株式価値算定書における各算定方法による対象者株式の株式価値は下記のとおりである。

算定方法	1株当たり株式価値
市場株価平均法	2,319円～3,190.0円
DCF法	2,790円～3,512円

上記のとおり、本公開買付価格（1株当たり3,300円）は、(i)市場株価平均法の算定結果の上限を超えており、かつ、(ii)対象者の株式の本源的価値を表すDCF法の算定結果の中央値を超えている。

(d) フェアネス・オピニオンの取得

対象者は、本日付で、JPモルガン証券より、本フェアネス・オピニオンを取得している。

JPモルガン証券による対象者の株式価値の算定結果に特に不合理な点は認められないこと等からすれば、本フェアネス・オピニオンの発行手続及び内容に特に不合理な点はなく、本戦略特別委員会は、本フェアネス・オピニオンをもって、公正性担保措置として積極的に評価することができるものとする。

(e) プレミアムの検討

本公開買付価格は、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、それぞれ下記のプレミアムを加えた金額となっている。

参照値	株価	プレミアム
終値	1,756.5円	87.87%
過去1ヶ月の平均終値	1,587円	107.94%
過去3ヶ月の平均終値	1,567円	110.59%
過去6ヶ月の平均終値	1,608円	105.22%

さらに、本非公開化プロセスに関する2度目の憶測報道がなされた2025年3月27日の前営業日である2025年3月26日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、それぞれ下記のプレミアムを加えた金額となっている。

参照値	株価	プレミアム
終値	2,970.0円	11.11%
過去1ヶ月の平均終値	2,872円	14.90%

参照値	株価	プレミアム
過去3ヶ月の平均終値	2,845円	15.99%
過去6ヶ月の平均終値	2,306円	43.10%

また、本公開買付価格は、2025年3月27日（以下「公表直前日」という。）までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、それぞれ下記のプレミアムを加えた金額となっている。

参照値	株価	プレミアム
公表直前日の終値	3,190円	3.45%
公表直前日の過去1ヶ月の平均終値	2,891円	14.15%
公表直前日の過去3ヶ月の平均終値	2,850円	15.79%
公表直前日の過去6ヶ月の平均終値	2,319円	42.30%

本戦略特別委員会において参照した近時の同種事例（経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針－企業価値の向上と株主利益の確保にむけて－」を公表した2019年6月28日以降2025年3月17日までに公表されたマネジメント・バイアウト（MBO）事例のうち、成立した74件）のプレミアムは、以下のとおりである。

プレミアム	平均値	中央値
公表直前日の終値	46.56%	41.97%
公表直前日の過去1ヶ月の平均終値	49.68%	44.20%
公表直前日の過去3ヶ月の平均終値	52.21%	45.79%
公表直前日の過去6ヶ月の平均終値	52.17%	47.28%

以上を踏まえると、公表直前日を基準とした本公開買付価格のプレミアムは、近時の同種事例のプレミアム水準より低いものの、対象者株価の推移を踏まえると非公開化プロセスに関する2度の憶測報道の影響は軽視すべきでなく、1度目の憶測報道日の前営業日を基準とした本公開買付価格のプレミアムは近時の同種事例の平均値及び中央値を大きく上回るものであることから、本公開買付価格は同種事例と比較しても十分なプレミアムが付与されているものと認められる。

(f) 他の候補からの優位性

本取引は、入札手続である非公開化プロセスを経た上で、複数の候補先から提案を受けた中で選択された取引であるところ、KKRの提案を上回る公開買付価格で本取引を行う旨の最終提案を行った者は存在しなかった。

したがって、対象者が本取引を実施することは、対象者にとって現実的に採用可能な選択肢のうち、対象者の一般株主に最も有利な条件を選択したものであると考えられる。

ウ. スキーム等の妥当性等

本取引では、一段階目として金銭を対価とする本公開買付けを行い、本公開買付けの成立後、二段階目として株式等売渡請求又は株式併合によるスクイーズ・アウトを行うことが予定されているが、このスキームは金銭を対価とする点を含め、投資ファンドをスポンサーとするMBOにおいて一般的なものであり、対象者の一般株主に対して不利益を及ぼすものではない。また、本公開買付契約のうち主要な事項（本公開買付けの開始の前提条件を含む。）について、長島・大野・常松法律事務所及び中村・角田・松本法律事務所の助言を踏まえて検討した結果、一般株主の利益を害するような合意は

なされておらず、本公開買付契約に基づき本取引を実行することにつき、不合理な点は認められない。

本取引においては、江藤氏が、本取引後に公開買付者親会社の株式を引き受け、本公開買付けへの応募により取得した対価の範囲内で、本再出資を行うことが予定されているところ、本再出資における公開買付者親会社の株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である3,300円とされる予定であり、本公開買付価格より低い価格による発行は行わない予定とのことである。本取引がMBOであることにも鑑みると、江藤氏が本取引後に本再出資を行うことには合理性が認められ、かつ、一般株主の利益を確保する観点からも、本再出資によって江藤氏に対する不公正な価値の移転が生じることは予定されておらず、本再出資の条件に不合理な点は認められない。

このような検討からすると、本取引のスキームは、妥当なものといえる。

エ. 本新株予約権の買付価格の妥当性

本新株予約権買付価格は、本公開買付価格である3,300円と各本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に当該各本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額と決定されているため、本新株予約権買付価格についても、本公開買付価格と同様の理由で、新株予約権者の利益に十分な配慮がされたものと考えられる。

オ. 本米国預託株式の買付価格の妥当性

また、本公開買付けにおいては、本米国預託証券が表章する本米国預託株式も対象となっているが、本米国預託株式の買付価格は、本公開買付価格である3,300円と同額と決定されていることからすれば、当委員会は、本米国預託株式の買付価格についても、本公開買付価格と同様の理由で、本米国預託証券保有者の利益に十分な配慮がされたものと考えられる。

III. 本取引に係る手続の公正性について

本取引に際して以下の措置が講じられていること、及びこれらの措置が実際に実効性をもって運用されていることを踏まえれば、本取引に係る手続の公正性は確保されており、公正な手続を通じて対象者の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ア. 本戦略特別委員会の設置

対象者は、江藤氏から独立した、対象者の独立社外取締役5名によって構成される本戦略特別委員会を設置している。各委員は、対象者から、対象者の社外取締役の独立性に関する基準に照らして独立性を有しており、いずれもKKRを含む本候補者との間で重要な利害関係を有しておらず、KKRを含む本候補者からの独立性も有しているものと認められる。また、各委員は、いずれも対象者の社外取締役として、対象者の事業内容等について相当程度の知見を有しているほか、各種分野において豊富な経験と高い見識を有していること等から、いずれも本諮問事項について検討する専門性・適格性を有すると考えられる。

本戦略特別委員会の委員は通常の役員報酬以外に、委員としての職務に関する報酬を受領する予定であるが、委員としての職務に関する報酬は答申内容にかかわらず支払われる固定報酬であることから、本戦略特別委員会の委員の本取引の成否からの独立性も確保されている。

本戦略特別委員会は、(i) 本戦略特別委員会の法務アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所及び対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から本取引に係る意思決定の過程及び本戦略特別委員会の運営方法等について法的観点からの助言を受け、(ii) 対象者から本事業計画について説明を受け、質疑応答を行い、(iii) 各本候補者からの意向表明書等の提案書を受領するとともに、本戦略特別委員会において、江藤氏との間で本取引の目的や各本候補者からの提案内容についての考え等について質疑応答を行い、(iv) 対象者から本取引の目的等についての見解を聴取し、質疑応答を行い、(v) 対象者の第三者評価機関であるJPモルガン証券から対象者の株式価値算定書及

び本フェアネス・オピニオンについて報告を受け、質疑応答を行うとともに、(vi) 対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から対象者プレスリリース及び本公開買付契約のドラフトの説明を受け、質疑応答を行うなど、十分な情報を取得している。

さらに、本公開買付けに係る公開買付価格等に関する交渉について、KKR を含む各本候補者からの公開買付価格に係る提案内容及び交渉状況について適時に情報共有を受け、JP モルガン証券から聴取した意見も踏まえてその内容を審議・検討し、当該公開買付価格等に関する交渉方針について事前に協議の上承認するとともに、重要な交渉上の協議事項については意見を述べ、具体的な指示・要請等をする等して、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与している。

イ. 対象者における意思決定プロセス

対象者の取締役のうち、江藤氏は、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。

ウ. 外部専門家の専門的助言等の取得

(a) 法務アドバイザーからの助言の取得

本戦略特別委員会は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者の関連当事者から独立した法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性、客観性及び合理性を確認するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けている。

また、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性、客観性及び適正性を担保すべく、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者の関連当事者から独立した法務アドバイザーとして、長島・大野・常松法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けている。

(b) 第三者評価機関からの株式価値算定書及び本フェアネス・オピニオンの取得

対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意見表明を行うにあたり、本公開買付価格の公正性その他の本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、対象者のファイナンシャル・アドバイザーである JP モルガン証券から、対象者株式の株式価値に係る本株式価値算定書を取得するとともに、本公開買付価格が対象者の普通株主（公開買付者、公開買付親会社、KKR 及びそれらの関係会社を除きます。）にとって財務的見地から公正である旨の本フェアネス・オピニオンを取得している。

また、本戦略特別委員会は、JP モルガン証券の独立性と専門性・実績を確認した上で対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として承認し、価格交渉等において、必要に応じて JP モルガン証券が対象者に対して提供した専門的助言について説明を受けている。

エ. マーケット・チェック

(a) 非公開化プロセスの実施

対象者は、本戦略特別委員会の助言のもと、本取引の検討において、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討する、いわゆる積極的なマーケット・チェック（本取引の公表前における入札手続等を含む。）を実施している。対象者は、入札手続を通じて、複数の買い手候補先からの提案を受領し、それらを比較検討しながら交渉を進めることにより、買い手候補先間の競争環境の醸成・維持に努めてきた。したがって、市場における潜在的な買収者の有無を調査・検討するいわゆる積極的なマーケット・チェックが実施されていると認められる。

(b) 公開買付期間及び取引保護条項

本公開買付けの公開買付期間は原則 21 営業日とすることが予定されているものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付けの開始までに 4 ヶ月程度を要することが見込まれている。本公開買付けが開始されるまでの当該期間を含めて考えれば、他の潜在的な買収者による対抗的な買収提案が行われる機会は相応にあるものと認められる。

また、本公開買付契約において、対象者は、公開買付者との間で、一定の取引保護条項（対象者の義務違反があった場合の違約金の定めを含む。）につき合意しているものの、①第三者が本公開買付価格を上回る買付価格による公開買付け（以下「対抗公開買付け」という。）を開始した場合において、当該第三者との間で、当該対抗公開買付けに関連し、情報提供、協議、交渉又は合意を行うこと、及び②第三者から書面により本取引よりも優れていると合理的に認められる対抗公開買付けの真摯な提案を受領した場合において、当該第三者に対して必要最小限度の情報提供を行い、又は当該第三者と協議、交渉若しくは合意を行うことは妨げられないとされている。さらに、本公開買付契約において、対象者は、①第三者から対抗公開買付けが開始された場合（既に開始されている公開買付けが対抗公開買付けの要件を満たすこととなった場合を含む。以下同じ。）、又は対抗公開買付けの法的拘束力のある真摯な提案を受けた場合、公開買付者に対し、本公開買付価格の引上げについて協議を申し入れることができ、②公開買付者が一定期間内に本公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に引き上げない場合には、対象者は、本公開買付けに対する応募推奨意見を維持する義務を免れるものとされるとともに、対抗公開買付けに係る買付価格が本公開買付価格を 5% 以上上回る場合であって、一定期間内に公開買付者が本公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る買付価格以上の金額に引き上げないときは、対象者は、当委員会の意見その他合理的な根拠に基づいて、本公開買付けに対する賛同意見を表明又は維持することにつき、対象者の取締役の善管注意義務に違反する具体的な懸念があると合理的に認められることを条件として、本公開買付けに対する賛同意見を維持する義務を免れるものとされている。

以上からすれば、本公開買付けにおける取引保護条項は、対抗提案者により対抗公開買付けの開始又はその真摯な提案がなされた場合の対抗提案者との協議等を妨げるものではなく、かつ、対抗公開買付けの開始又はその真摯な提案がなされた場合に公開買付者が本公開買付価格の引上げに応じない場合に、一定の条件の下で、対象者が本公開買付けに対する意見を変更することを可能とするものであることから、その内容は不合理なものではなく、間接的なマーケット・チェックの実施を過度に制限するものとは認められない。

オ. マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けにおける買付予定数の下限は 52,861,561 株と設定され、その旨が公表されること、かかる買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数（105,512,097 株）から江藤氏が所有する対象者株式の数（70,054 株）を控除した株式数（105,442,043 株）の過半数（52,721,022 株。いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）に相当する数）を上回るものとなる。

したがって、本公開買付けにおいては、一般株主にとって、実質的にマジョリティ・オブ・マイノリティ条件を設定した場合と同等の判断機会が確保されていると認められる。

カ. 一般株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

対象者プレスリリースでは、本戦略特別委員会に関する情報及び株式価値算定に関する情報に加え、本取引を実施するに至ったプロセス等、当該時期に本取引を行うことを選択した背景・目的等、対象者の取締役等が本取引に関して有する利害関係の具体的な内容や、当該取締役等の取引条件の形成過程への関与の有無・態様、対象者と KKR との間で行われた取引条件等に関する協議・交渉の具体的な経緯に関しても充実した情報開示が予定されている。

したがって、本公開買付けにおいては、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

キ、強圧性が生じないための配慮

本取引においては、本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式等売渡請求、又は本株式併合を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることが予定しており、本公開買付けに応募しなかった株主及び本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一となるように算定されることとされ、それが対象者プレスリリースにおいて開示される予定である。

また、本株式等売渡請求の場合は対象者の株主及び本新株予約権者に裁判所に対する価格決定申立権が、株式併合の場合は対象者の株主に株式買取請求権及びそれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が確保されている。

さらに、公開買付者は、本公開買付けにおいて52,861,561株（所有割合：50.10%）を買付予定数の下限として設定しているが、当該下限は、公開買付者により、過去の対象者の定時株主総会における議決権行使比率を参考に、本公開買付けへの応募は行わないものの本臨時株主総会において賛成の議決権行使を行うことが見込まれる対象者の取締役等に付与された対象者の譲渡制限付株式数及びパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数に照らし、本臨時株主総会の議決権行使比率が過去の議決権行使実績を大幅に上回らない限り、本株式併合に係る議案の可決が可能な議決権数を確保できる水準として設定したとのことである。当該説明に特に不合理な点は認められず、本公開買付けが成立した場合には、少なくとも本株式併合によるキャッシュ・アウトが行われることが実質的に保障されていることから、強圧性の問題は回避されているものと考えられる。

したがって、本取引においては、強圧性が生じないための配慮がなされているものと認められる。

IV. 本諮問事項4.及び5.について

上記のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められること、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されていると認められること、本取引においては、公正な手続を通じて対象者の一般株主の利益への十分な配慮がなされていると認められることから、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本米国預託証券保有者に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を決定することは、対象者の一般株主にとって不利益ではないと考えられる。加えて、本公開買付けが成立した後、対象者の株主を公開買付者のみとするために、対象者取締役会が本スクイーズ・アウト手続を実施することを決定することは、対象者の一般株主（すなわち少数株主）にとって不利益なものではないと考えられる。また、上記と同様の理由により、本諮問事項5.についても、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主及び本新株予約権の所有者に対して、本公開買付けに応募することを推奨し、本米国預託証券保有者に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると認められる。

⑤ マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を満たす下限の設定

公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の下限を52,861,561株と設定しており、応募株券等の総数が買付予定数の下限（52,861,561株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。かかる買付予定数の下限は、潜在株式勘案後株式総数（105,512,097株）から江藤氏が所有する対象者株式の数（70,054株）を控除した株式数（105,442,043株）の過半数（52,721,022株。いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数）を上回るものとなります。これにより、公開買付者は、公開買付者と利害関係を有さない対象者の株主から過半数の賛同が得られな

い場合には、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

⑥ 本戦略特別委員会における独立した法律事務所からの助言

本戦略特別委員会は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者の関連当事者から独立し法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性、客観性及び合理性を確認するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、中村・角田・松本法律事務所は、公開買付者、公開買付者親会社、KKR 及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関する意見表明に関して重要な利害関係を有していないとのことです。中村・角田・松本法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

対象者は、JP モルガン証券より取得した本株式価値算定書、長島・大野・常松法律事務所から得た法的助言を踏まえつつ、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の諸条件について慎重に検討したとのことです。その結果、対象者取締役会は、本取引が対象者企業価値の向上に資するものであると判断するとともに、本公開買付けは合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役（取締役全 10 名のうち、江藤氏を除く取締役 9 名）のうち取締役 1 名を除く全員一致で、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨、本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨、及び、本米国預託証券保有者の皆様に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。上記取締役会において、山崎貴之取締役は、本公開買付けに関して十分な検討期間を得られなかったため、本公開買付けが対象者の企業価値向上に資するかどうかの判断ができないとの理由から、本公開買付けに反対する旨の意見を表明したとのことです。なお、対象者の取締役のうち、江藤氏は、本公開買付けが成立した場合に本公開買付けにその所有する対象者株式を応募することにより受領する対価の一部を原資として、公開買付者の普通株式の取得を予定していることから、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における審議及び決議を含む、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けに係る買付期間（以下「本公開買付期間」といいます。）を原則 21 営業日とすることを予定している（日本及び米国における休日の差異により、営業日数が前後する可能性があります。最短でも 20 営業日とする予定です。）ものの、本公開買付けの開始予定の公表から実際の本公開買付けの開始までに 4 ヶ月程度を要することを見込んでいるため、対象者の株主の皆様、本新株予約権者の皆様及び本米国預託証券保有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

⑨ 強圧性が生じないための配慮

公開買付者は、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、(i) 本公開買付けの決済の完了後速やかに、本株式等売渡請求、又は本株式併合を行うこと、及び、本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行

うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を対象者に要請をすることを予定しており、本公開買付けに応募しなかった株主、本新株予約権者及び本米国預託証券保有者に対して金銭を交付する場合には、本公開買付けに応募した場合に受領する価格と同一となるように算定されることを明らかにしていること、本株式等売渡請求の場合は対象者の株主の皆様、本新株予約権者及び本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた本米国預託証券保有者に裁判所に対する価格決定申立権が、株式併合の場合は対象者の株主の皆様が株式買取請求権及びそれに伴う裁判所に対する価格決定申立権が確保されていることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて52,861,561株（所有割合：50.10%）を買付予定数の下限として設定しておりますが、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、本株式併合に係る議案の可決に必要な議決権数を検討するにあたっては、過去の対象者の定時株主総会における議決権行使比率を参考にして、本公開買付け成立後、公開買付者が所有する株式数（その場合想定される最低値は所有割合にして50.10%）、取締役（本日開催の対象者取締役会において、対象者株式の非公開化を前提とした本公開買付けに賛同する意見を表明することを決議することにつき反対する意見を表明した山崎貴之取締役を除きます。）が所有する本譲渡制限付株式数（同0.09%）及びパッシブ・インデックス運用ファンドが所有する株式数（同約14%）を合計した株式数（同64.37%）に照らせば、本臨時株主総会の議決権行使比率が過去の議決権行使実績を大幅に上回る96.56%程度以上にならない限り、本株式併合に係る議案の可決が可能な水準となると考えており、強圧性が生じないように配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式等の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、以下のいずれかの方法により、対象者を非公開化することを企図しております。

① 株式等売渡請求

本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第179条第1項及び第2項の規定に基づき、対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の全員（以下「売渡株主」といいます。）に対してその所有する対象者株式（以下「売渡株式」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「売渡新株予約権者」といいます。）に対してその所有する本新株予約権（以下「売渡新株予約権」といいます。）の全部を売り渡すことを請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、「本株式売渡請求」とあわせて「本株式等売渡請求」といいます。）する予定です。ただし、下記「② 株式併合」に記載のとおり、本公開買付けの成立後に、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合であっても、対象者を非公開化する方法として、本株式等売渡請求ではなく、本株式併合が採用される可能性があります。本株式売渡請求においては、売渡株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定であり、一方、本新株予約権売渡請求においては、売渡新株予約権1個当たりの対価として、本新株予約権買付価格と同額の金銭を売渡新株予約権者に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を、対象者に通知し、対象者に対し本株式等売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により本株式等売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主及び売渡新株予約権者の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式等売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からは売渡株式の全部を、売渡新株予約権者からは売渡新株予約権の全部を取得いたします。この場合、売渡株主が所有していた対象者株式及び売渡新株予約権者が所有していた本新株予約権の対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対しては対象者株式1株当たり本公開買付価格と同額の金銭を、売渡新株予約権者に対しては本新株予約権1個当たり本新株予約権買付価格と同額の金銭をそれぞれ交付する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、(a) 譲渡制限期間中に、対象者の普通

株式を対象とする株式売渡請求に関する事項が対象者の取締役会で承認された場合（ただし、売渡株式の取得日（以下「スクイーズ・アウト効力発生日（売渡請求）」といいます。）が譲渡制限期間の満了日より前に到来するときに限ります。）には、対象者取締役会の決議により、スクイーズ・アウト効力発生日（売渡請求）の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の払込期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に、当該承認の日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するものとされ、(b) 上記 (a) に規定する場合は、対象者は、スクイーズ・アウト効力発生日（売渡請求）の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされており、本スクイーズ・アウト手続においては、上記割当契約書の (a) の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日（売渡請求）の前営業日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式売渡請求の対象とし、上記割当契約書の (b) の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日（売渡請求）の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より本株式等売渡請求がなされた場合には、本株式等売渡請求を承認する予定とのことです。

また、株式売渡請求の対象となる対象者株式には、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式も含まれていますので、上記の承認がなされた場合には、本預託銀行に対しては、本公開買付価格に当該対象者株式の数を乗じた金額に相当する金銭が交付される予定とのことです。

上記に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主及び売渡新株予約権者は、裁判所に対して売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による売渡株式及び売渡新株予約権の売買価格については、最終的に裁判所が判断することになります。

なお、本米国預託証券保有者が価格決定申立てを行おうとする場合には、その保有する本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、本預託銀行に預託されている対象者株式の交付を受けた上で、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従い価格決定申立てを行う必要があります。

② 株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合、又は公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至った場合であって、公開買付者が本株式等売渡請求を行わない場合には、公開買付者は、(i) 会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び(ii) 本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の開催を対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して本公開買付け期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。本臨時株主総会の開催時期は現時点で未定ですが、本公開買付けが2025年7月末までに開始できた場合、2025年10月末頃の開催を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。この場合、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者

株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

本株式併合の対象となる対象者株式には、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式も含まれていますので、上記の決定がなされた場合には、本預託銀行が本株式併合後に保有する対象者株式の数も1株に満たない端数となる予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした規定として、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主は、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、価格決定の申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は最終的に裁判所が判断することになります。本米国預託証券保有者が株式買取請求及び価格決定申立てを行おうとする場合には、その保有する本米国預託証券を本預託銀行に引き渡し、本預託銀行に預託されている対象者株式の交付を受けた上で、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い株式買取請求及び価格決定申立てを行う必要があります。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合であって、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に本新株予約権の取得、本新株予約権に係る新株予約権者による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施することを予定しております。

上記①及び②の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主（公開買付者及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。その場合、本米国預託証券に表章され、本預託銀行が保有する対象者株式に関して本預託銀行に対して交付される金銭の額も同様となり、本米国預託証券保有者に対しては、その保有する本米国預託証券の数に応じて、本預託銀行より、預託契約に従い、本預託銀行が交付を受けた金銭を米ドルに換算（1セント未満を四捨五入）した金額から本預託銀行の手数料及び税金等を控除した金額の金銭が交付される予定です。また、本公開買付けに応募されなかった対象者の本新株予約権者に対して金銭を交付する場合には、本新株予約権買付価格に当該本新株予約権者が所有していた対象者の本新株予約権の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。

なお、本譲渡制限付株式については、その割当契約書において、(a) 譲渡制限期間中に、株式併合（当該株式併合により、付与対象者の有する本譲渡制限付株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限り）に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合（ただし、株式併合の効力発生日（以下「スクイーズ・アウト効力発生日（株式併合）」といいます。）が譲渡制限期間の満了時より前に到来するとき

に限り、対象者取締役会の決議により、スクイーズ・アウト効力発生日（株式併合）の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限付株式の払込日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とします。）に、当該承認の日において付与対象者が保有する本譲渡制限付株式の数を乗じた数の本譲渡制限付株式について、譲渡制限を解除するものとされ、(b) 上記(a)に規定する場合は、対象者は、スクイーズ・アウト効力発生日（株式併合）の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされており、本スクイーズ・アウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日（株式併合）の前営業日をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、スクイーズ・アウト効力発生日（株式併合）の前営業日をもって、譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に、本新株予約権の取得、本新株予約権者に対する本新株予約権の放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実践することを要請する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主（本米国預託証券保有者を含みます。）の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の本スクイーズ・アウト手続を実施することを予定しておりますので、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項

① 本公開買付け契約

公開買付者、公開買付者親会社及びKKR ファンドは、対象者との間で、本日付けで、本取引に関し、本公開買付け契約を締結しております。

本公開買付け契約において、公開買付者は、本前提条件（前文（注1）に記載の本公開買付け開始の前前提条件）が充足又は放棄されること（ただし、放棄することが法令等上許容される場合に限られ、また、本前提条件①及び②（ただし、本賛同意見及び本賛同答申に限り、並びに⑧について放棄する場合は、対象者の同意が必要とされております。）を条件として、本前提条件が充足又は放棄された日から10営業日以内の日で、本公開買付け契約の当事者が別途合意する日に、本公開買付けを開始することが規定されております。

本公開買付け契約において、対象者は、①本公開買付け契約締結日において、また、公開買付者が本公開買付けを開始する旨の決定をした場合にはその決定の日と同日において、(i)本賛同答申が行われ、かつ、変更又は撤回されていないことを条件として、本賛同意見を取締役会の決議をもって表明し、その旨を公表し（ただし、本賛同意見に係る本前提条件①が放棄された場合を除きます。）、かつ、(ii)本応募推奨答申が行われ、かつ、変更又は撤回されていないことを条件として、本応募推奨意見を取締役会の決議をもって表明し、その旨を公表する義務（ただし、本応募推奨意見に係る本前提条件①が放棄さ

れた場合を除きます。)、及び、②本公開買付契約締結日以降、本公開買付期間が満了するまでの間、(i)本賛同答申が変更又は撤回されていないことを条件として、本賛同意見を維持し、これを変更又は撤回せず(ただし、本賛同意見に係る本前提条件①が放棄された場合を除きます。)、かつ、(ii)本応募推奨答申が変更又は撤回されていないことを条件として、本応募推奨意見を維持し、これを変更又は撤回しない義務(ただし、本応募推奨意見に係る本前提条件①が放棄された場合を除きます。)を負っています。なお、対象者がかかる義務に違反した場合、対象者は、違約金として、公開買付者に対し、本公開買付けに係る買付代金総額の5%に相当する金額を支払う義務を負っています。

また、本公開買付契約において、対象者は、第三者との間で、本公開買付け若しくは本取引と抵触し又は本公開買付け若しくは本取引の成立を困難にする可能性のある取引(本「① 本公開買付契約」において、以下「競合取引」といいます。)、又は、競合取引に係る提案(修正提案を含みます。本「① 本公開買付契約」において、以下同じです。)、申込み、勧誘、情報提供(デュー・ディリジェンスの機会の提供を含みます。本「① 本公開買付契約」において、以下同じです。)、協議、交渉若しくは合意(以下「提案等」といいます。ただし、疑義を避けるため付言すると、買付者以外の者から対象者株式に係る公開買付けの提案を受けること自体、及び、提案等にわたらない程度の単なる事務連絡を行うことは含まれません。)を行わないことに合意しております。ただし、①対象者が本段落第1文の定め違反することなく、第三者(本取引に係る事前のマーケット・チェックにおいて提案の機会が付与された者を除きます。本段落において、以下同じです。))が対抗公開買付け(注1)を開始した場合において、当該第三者との間で、当該対抗公開買付けに関連し、情報提供、協議、交渉又は合意を行うこと、並びに②対象者が本段落第1文の定め違反することなく、第三者から書面により本取引よりも優れていると合理的に認められる対抗公開買付けの真摯な提案((i)買収対価及び取引の主要条件が明示され、(ii)当該対抗公開買付けが成立した後の経営方針が具体的に示され、(iii)非公開化に必要となる資力を有することの蓋然性が合理的に示され、かつ、(iv)非公開化に必要となる競争法令等及び投資規制法令等上の届出その他司法・行政機関等に関する手続について合理的な根拠に基づき記載されているもの)に限ります。)を受領した場合において、当該第三者に対して必要最小限度の情報提供を行い、又は当該第三者と協議、交渉若しくは合意を行うこと(ただし、当該情報提供と同一の情報、交渉の進捗状況及び(公開買付者が要請した場合には)合理的な範囲においてその協議若しくは交渉の内容並びに当該合意内容を公開買付者に対しても直ちに提供し、かつ本段落第3文の定めに従うことを条件とします。)は妨げられません。なお、対象者は、第三者から競合取引に係る提案を受け、又はかかる提案が存在することを知った場合、その旨及び当該提案の内容(ただし、対象者が知得した範囲に限ります。)を実務上可能な限り速やかに公開買付者に対して通知する義務を負っています。

本公開買付契約において、対象者は、①第三者から対抗公開買付けが開始された場合(既に開始されている公開買付けが対抗公開買付けの要件を満たすこととなった場合を含みます。以下同じです。)、又は対抗公開買付けの法的拘束力のある真摯な提案((i)買収対価及び取引の主要条件が明示され、(ii)当該対抗公開買付けが成立した後の経営方針が具体的に示され、(iii)非公開化に必要となるすべての資金を確保することができる確実な見込みが、出資証明書・融資証明書等の法的拘束力のある資金証明書により示され、かつ、(iv)必要となる競争法令等及び投資規制法令等上の届出その他司法・行政機関等に対する一切の手続について、合理的な根拠に基づき、その種類、地域及び所要期間に係る想定が具体的に特定して記載され、かつ、そのすべてについて合理的期間内に完了できる蓋然性が合理的に示されているもの)に限ります。)を受けた場合本公開買付契約に定める自らの義務の違反がない場合に限り、公開買付者に対し、本公開買付価格の引上げについて協議を申し入れることができ、②公開買付者がかかる協議申入れを受けた日から起算して10営業日を経過する日又は本公開買付期間の末日の前営業日のいずれか早い日(以下「検討期間満了日」といいます。)までに、公開買付者が本公開買付価格を当該対抗公開買付けに係る対抗公開買付価格以上の金額に引き上げない場合には、対象者は、本応募推奨意見を表明・公表及び維持する義務を免れるものとされており、また、当該対抗公開買付価格が本公開買付価格を5%以上上回る場合であって、検討期間満了日までに公開買付者が本公開買付価格を当該対抗公開買付価格以上の金額に引き上げないときは、対象者は、本戦略特別委員会の意見その他合理

的な根拠に基づいて、本賛同意見を表明又は維持することにつき、対象者の取締役の善管注意義務に違反する具体的な懸念があると合理的に認められることを条件として、本賛同意見を表明・公表及び維持する義務を免れるものとされております。

(注1) 本公開買付契約において、「対抗公開買付け」とは、本公開買付価格を上回る買付価格（以下「対抗公開買付価格」といいます。）による対象者株式に対する公開買付け（ただし、買付予定数の上限が設定されていない、対象者の非公開化を目的とするものであり、かつ、公開買付けに応募しなかった株主に対して公開買付価格と同額によるエグジット機会を保証していることを要します。）と定義されております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、本スクイーズ・アウト手続に係る協力義務、表明保証事項（注2）（注3）、公開買付者の義務（注4）、対象者の義務（注5）、本取引後の対象者の経営に関する基本方針（注6）、補償条項、契約の終了・解除事由、一般条項が規定されております。

(注2) 本公開買付契約において、対象者は、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦対象者が2024年6月26日に提出した第131期有価証券報告書の正確性、⑧対象者の株式等に関する事項、⑨必要な許認可等の取得及び適用法令等の遵守、並びに、⑩競争法令等、経済制裁、資金洗浄防止、腐敗防止法制及び輸出管理法制への違反の不存在及び遵守のための社内規則の策定、政府関係者又は制裁対象者との取引等の不存在、並びに政府関係者及び政府組織による対象者グループ持分の保有の不存在等について表明及び保証を行っております。

(注3) 本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦本クリアランス手続を除き、本取引の実行に関して必要となる司法・行政機関等に対する手続の不存在、⑧本取引を行うための資金の十分性、並びに、⑨買付者がKKR Asian Fund IV Japan AIV 2 L.P. より2025年3月26日付で提出を受けたエクイティ・コミットメントレター及び金融機関より2025年3月20日付で提出を受けたデット・コミットメント・レターに関する事項について表明及び保証を行っております。また、本公開買付契約において、公開買付者親会社及び及びKKR ファンドは、①設立及び存続の有効性、②本公開買付契約の締結及び履行に必要な権限及び権能の存在、③本公開買付契約の有効性及び強制執行可能性、④本公開買付契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、⑤反社会的勢力に該当しないこと及び反社会的勢力との関係の不存在、⑥倒産手続等の不存在、並びに、⑦本クリアランス手続を除き、本取引の実行に関して必要となる司法・行政機関等に対する手続の不存在について、それぞれ表明及び保証を行っております。

(注4) 本公開買付契約において、公開買付者は、大要、①本クリアランス手続の履践、並びに本クリアランスの取得及び本クリアランスを取得するために必要な問題解消措置の履行又は遵守に係る努力義務、並びに、②表明保証違反、義務違反又は本前提条件の不充足のおそれを認識した場合の通知義務を負担しております。

(注5) 本公開買付契約において、対象者は、大要、①本クリアランスの取得に向けた協力義務、②通常の業務の範囲内で業務を遂行する義務、③競争法令等、経済制裁、資金洗浄防止、腐敗防止法制及び輸出管理法制の遵守義務、④表明保証違反、義務違反又は本前提条件の不充足のおそれを認識した場合の通知義務、⑤経理状況の報告義務、⑥本取引の実行に向けた義務（(i) 必要手続の履践、本取引を実行するにあたり相手方当事者の承諾が必要となる契約等について、当該相手方当事者からの合意取得に係る商業上合理的な範囲での努力義務、本取引を実行するにあたり相手方当事者に対する通知等が必要となる契約等について、通知等の履践、(ii) 公開買付者によ

る資金調達への協力義務、(iii)本新株予約権に係る譲渡承認決議の履践、(iv)対象者役員持株会、対象者社員持株会、対象者協会社持株会及び対象者販売店持株会が所有する対象者株式の本公開買付けへの応募を可能とするための必要手続の履践に向けた努力義務、(v)本公開買付けに係る決済開始日の時点において、連結純有利子負債額及び事業上運営に必要な最低連結現預金を一定の水準以下とすることを目指す努力義務)を負担しています。

(注6) 公開買付者及び公開買付者親会社は、対象者において非公開化した上で経営戦略を実行することが適切との判断に至った背景を尊重し、「持続成長する100年ベンチャーに挑む」という目的を達成するための成長戦略を誠実に遂行することに合意しております。

② 本合意書 (JICC)

KKR ファンドは、JICC との間で、本日付けで、本合意書 (JICC) を締結しております。本合意書 (JICC) において、(i) KKR ファンドは、本合意書 (JICC) 締結日付けで、公開買付者親会社に対して交付する Equity Commitment Letter に従って、公開買付者親会社の普通株式を直接又は間接に引き受ける方法により、金 2,560 億円の出資を、全て本公開買付けの成立の翌営業日以降本公開買付けに係る決済開始の前営業日までに行い、JICC は、本 ECL (JICC) に従って、本公開買付けの成立の翌営業日以降本公開買付けに係る決済開始の前営業日まで、本出資を行うこと、(ii) 本合意書 (JICC) 締結日以降実務上可能な限り速やかに、株主間契約 (本合意書 (JICC) において合意された株主間契約の主要条件の概要は以下 (ア) 乃至 (エ) のとおりです。) を締結するよう誠実に協議すること、並びに、(iii) KKR ファンド及び JICC は、本合意書 (JICC) 締結日以降、(a) いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、直接又は間接に、本取引と矛盾又は抵触し得る資本提携、株式譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付、事業の全部若しくは一部の譲渡、若しくはこれらに関する出資、融資その他の方法による資金提供、又はその他これらに類する取引 (本「② 本合意書 (JICC)」及び「③ 本合意書 (江藤氏)」において、以下「抵触取引等」といいます。) に関連して、情報提供、提案、勧誘、協議、交渉又は取引の実行を一切行わず (疑義を避けるため付言すると、第三者から抵触取引等の提案を受けること自体、及び、提案等に至らない程度の単なる事務連絡を行うことは含まれません。)、また、(b) 第三者より抵触取引等に関連して提案又は勧誘が行われた場合は、直ちにその内容を他の当事者に対して通知し、対応につき誠実に他の当事者と協議することに合意しております。また、本合意書 (JICC) は、株主間契約が締結された時点又は 2026 年 3 月 31 日が経過した時点のいずれか早期に到来した時点をもって終了します。

(ア) 本出資に関する事項

KKR ファンド及び JICC は、本公開買付けの成立日から一定期間内に、以下のとおり公開買付者親会社の株式を引き受ける。

割当先	株式の種類	払込金額
KKR ファンド	普通株式	2,560 億円
JICC	A 種優先株式及び B 種優先株式 (注)	950 億円

(注) A 種優先株式及び B 種優先株式の内容には、議決権のほか、金銭又は株式を対価とする取得請求権及び取得条項が含まれます。

(イ) 公開買付者親会社の株式等に関する事項

- ・ 2031 年 3 月 31 日までの間 (本「② 本合意書 (JICC)」において、以下「ロックアップ期間」といいます。) の KKR ファンド及び JICC の公開買付者親会社株式の譲渡等の制限
- ・ ロックアップ期間経過後の KKR ファンドの優先交渉権
- ・ ロックアップ期間経過後の JICC のタグアロング権
- ・ KKR ファンドのドラッグアロング権

(ウ) 抵触取引等に関する事項

- ・ KKR ファンド及び JICC は、いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間において

も、直接又は間接に、抵触取引等に関連して、情報提供、提案、勧誘、協議、交渉又は取引の実行を一切行わない（疑義を避けるため付言すると、第三者から抵触取引等の提案を受けること自体、及び、提案等に至らない程度の単なる事務連絡を行うことは含まれない。）

- ・ KKR ファンド及び JICC は、第三者より抵触取引等に関連して提案又は勧誘が行われた場合は、直ちにその内容を相手方当事者に対して通知し、対応につき誠実に相手方当事者と協議する

(エ) その他

- ・ 公開買付者親会社、公開買付者及び対象者のガバナンス体制、経営方針に関する事項
- ・ 契約の終了（①KKR ファンド及び JICC が合意した場合、②本公開買付けが不成立となり、かつ、KKR ファンド又はその関係者による対象者株券等に対する公開買付け及びかかる公開買付け後のスクイズアウトを通じた対象者の非公開化取引が実現不可能であると合理的に見込まれる場合、③KKR ファンド又は JICC が公開買付親会社株式の一切を保有しなくなった場合）に関する事項
- ・ KKR ファンド及び JICC による勧誘禁止、表明保証、損害賠償・JICC のコールオプション、秘密保持等の一般条項

③ 本合意書（江藤氏）

KKR ファンドは、江藤氏との間で、本日付で、本合意書（江藤氏）を締結しております。本合意書（江藤氏）において、KKR ファンド及び江藤氏は、(i) 2025 年 5 月 30 日までに経営委任契約（本合意書（江藤氏）において合意された経営委任契約の主要条件の概要は以下（ア）乃至（ウ）のとおりです。）を締結すること、及び、(ii) 江藤氏は、本合意書（江藤氏）締結日以降、(a) いかなる第三者に対しても、又はいかなる第三者との間においても、直接又は間接に、抵触取引等に関連して、情報提供、提案、勧誘、協議、交渉又は取引の実行を一切行わず（ただし、本公開買付契約に従い、対象者が本賛同意見を表明・公表及び維持する義務を免れた時点以降に限り、江藤氏が、対象者の代表取締役社長としての立場に基づき対象者を代表して、第三者との間で協議又は交渉を行うことを妨げるものではありません。）、また、(b) 第三者より抵触取引等に関連して提案又は勧誘が行われた場合は、直ちにその内容を KKR ファンドに対して通知し（対象者から同内容が KKR ファンドに通知されている場合は除きます。）、対応につき誠実に KKR ファンドと協議することに合意しております。また、本合意書（江藤氏）は、公開買付者又はその関係者以外の者による対象者株券等を対象とする公開買付け（(i) 買付予定数の上限が設定されていない非公開化を目的とする公開買付けであること、(ii) 総議決権の過半数以上を下限とすること、(iii) 公開買付けに応募しなかった株主に対して公開買付価格と同額によるエグジット機会を保証していることを要します。）が成立した日、又は本公開買付契約が終了した日のいずれか早い日において、自動的に効力を失います。

(ア) 経営の委任

- ・ KKR ファンドは、江藤氏に対して、対象者の代表取締役としての業務を誠実に遂行することを委任し、江藤氏はこれを受任する。
- ・ 当初の経営委任期間（以下「当初経営委任期間」という。）は、対象者に設置される任意の指名報酬委員会（以下「指名報酬委員会」という。）において再任しないことが決定された場合を除き、対象者の非公開化が完了した日の翌日から対象者の 2029 年 3 月期の定時株主総会の終結の時までとする。
- ・ 江藤氏は、当初経営委任期間の満了後は、指名報酬委員会において対象者の代表取締役に指名された場合、これを受諾する。
- ・ KKR ファンドは、江藤氏に経営委任契約上の重大な義務の違反があった場合、法令等又は対象者の定款その他の内部規則の重大な違反があった場合等には、江藤氏の任期にかかわらず、対象者の代表取締役その他の地位を辞任させ、又は解任することができる。

(イ) 報酬等

- ・ 江藤氏の報酬及びインセンティブ・プランは、対象者の指名報酬委員会において決定する。

(ウ) その他

- ・ 江藤氏の専念義務、競業避止義務、勧誘禁止
- ・ 対象者の経営方針、ガバナンス体制に関する事項
- ・ 損害賠償、秘密保持等の一般条項

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名称	株式会社トプコン	
② 所在地	東京都板橋区蓮沼町 75 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 CEO 江藤 隆志	
④ 事業内容	ポジショニング事業、アイケア事業の各セグメントでの、高度技術に支えられた製品の製造・販売・サービス	
⑤ 資本金	16,891 百万円 (2024 年 12 月 31 日現在)	
⑥ 設立年月日	1932 年 9 月 1 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在) (注)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	13.29%
	CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	9.46%
	GIC PRIVATE LIMITED-C (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6.18%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505010 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	5.37%
	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4.81%
	第一生命保険株式会社 (常任代理人 株式会社日本カストディ銀行)	3.83%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.23%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.12%
	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 510312 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	2.04%
	GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.70%
⑧ 公開買付者と対象者の関係		
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

(注) 「⑦ 大株主及び持株比率 (2024 年 9 月 30 日現在)」は、対象者が 2024 年 11 月 11 日に提出した第 132 期半期報告書の「大株主の状況」より引用しております。

(2) 日程等

公開買付者は、本公開買付けを、本前提条件の全てが充足又は放棄された場合に開始することを予定しております。本日現在、公開買付者は、2025年7月末頃を目途に本公開買付けを開始することを目指しておりますが、国内外における競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等に要する期間を正確に予想することは困難であるため、本公開買付けのスケジュールの詳細については、決定次第速やかにお知らせいたします。なお、本日時点において事前届出を実施済みの本クリアランス手続はございません。また、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「① 対象者を取り巻く経営環境等」に記載のとおり、対象者グループでは、宇宙・防衛産業向けの光学製品及びデバイス製品を設計・製造・販売しており、対象者の宇宙・防衛事業は、外国為替及び外国貿易法において、日本国の国家安全保障の観点で、外国人投資家による対象者への投資を制限する目的で、事前届出が必要な指定業種（国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなるおそれがある対内直接投資等に係る業種）に指定されているため、日本の外国為替及び外国貿易法に基づく本クリアランスの取得に相応の期間を要することが見込まれております。なお、公開買付期間は原則21営業日とする予定です（日本及び米国における休日の差異により、日数が前後する可能性があります。最短でも20営業日とする予定です。）。

(3) 買付け等の価格

- ① 普通株式1株につき、3,300円
- ② 本新株予約権1個につき、193,400円
- ③ 本米国預託証券が表章する本米国預託株式1株につき、3,300円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(1) 普通株式

KKRは、本公開買付価格を決定するに際し、対象者が開示している財務情報等の資料、対象者に対して2025年1月下旬から3月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、公開買付価格を算出いたしました。また公開買付者は、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付け公表日の前営業日である2025年3月27日の東京証券プライム市場における対象者株式の終値(3,190.0円)並びに直近1ヶ月(2025年2月28日から2025年3月27日)、直近3ヶ月(2025年12月30日から2025年3月27日)及び直近6ヶ月(2024年9月30日から2025年3月27日)までの終値の単純平均値(2,891円、2,850円、2,319円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する複数の上場会社の市場株価と収益性等との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析いたしました。

なお、公開買付者は、上記の諸要素を総合的に考慮し、かつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定していることから、第三者算定機関からの株式価値算定書の取得はしていません。

本公開買付価格3,300円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2025年3月27日の対象者株式の東京証券取引所プライム市場における終値3,190.0円に対して3.45%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値2,891円に対して14.15%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値2,850円に対して15.79%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値2,319円に対して、42.30%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

(2) 本新株予約権

本新株予約権については、本日現在において、対象者株式1株当たりの行使価額(1,366円)が、本公開買付価格(3,300円)を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格である3,300円と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額

1,366円との差額である1,934円に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数である100株を乗じた金額である193,400円と決定いたしました。また、本新株予約権は、新株予約権発行要項において譲渡による本新株予約権の取得については対象者取締役会の決議による承認を要するものとされ、かつ新株予約権割当契約書において譲渡が禁止されているとのこと。対象者は、本新株予約権の譲渡が可能となるよう、本日開催の取締役会において、本公開買付けの成立を条件として、本新株予約権者がその所有する本新株予約権を本公開買付けに応募することにより公開買付者に対して譲渡することについて承認する旨、並びに譲渡を希望する場合は、本新株予約権に係る新株予約権割当契約書の内容を変更し譲渡可能な内容とする旨の決議をしたとのこと。

(3) 本米国預託証券

本米国預託証券については、本預託銀行に預託された本米国預託株式を表章するものであり、本米国預託株式1株は対象者株式1株に相当するものであることに鑑み、本米国預託証券の買付け等の価格は、本米国預託株式の数1株につき対象者株式1株当たりの本公開買付価格と同額である3,300円と設定しております。

② 算定の経緯

KKRは、2024年7月上旬、外部の経営資源も活用しながら経営課題に取り組むことを検討する対象者より、対象者の財務や事業などに関する戦略などについての相談を受け、2024年7月上旬以降複数回にわたり、事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上に資する施策について、対象者と継続的に議論を重ねて参りました。2024年8月19日、KKRは、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるJPモルガン証券より、対象者の公開買付けを通じた非公開化プロセスへの参加の打診を受け、非公開化プロセスへの参加の是非についての検討を始めました。KKRは、グローバルアイケア及びインダストリアル領域における有数の投資経験を有しており、これまでの対象者との議論を通じて、KKRのグローバル・ネットワークを活用した対象者の事業成長の加速や将来の成長に向けた企業価値向上の余地は大きいとの考えを強める中において、2024年8月中旬に非公開化プロセスに参加することを決定しました。その後、KKRは非公開化プロセスの検討を進めるために、2024年8月13日にKKRと対象者の間で締結された秘密保持契約に基づき、対象者から開示された対象者グループ全体及びセグメント別の売上高や営業利益、主要キャッシュ・フロー項目の過去実績及び将来計画、対象者の資産・負債の状況及び各種公開情報等に基づく初期的な検討を行い、対象者の情報提供に基づくデュー・ディリジェンスを実施する前の段階ではあるものの、対象者が属する事業セグメント別の市場の業界特性・成長性や、事業セグメント別の市場において対象者が確立している競争優位性、対象者の成長戦略の方向性や企業価値及び株式価値の向上に向けた潜在的な可能性について理解を深め、対象者がアイケア事業を中心に強固な競争力・成長力と高い潜在性を有していると考えようになり、同年9月13日、JPモルガン証券に対して、法的拘束力を有しない提案書を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス9月13日付提案書において、対象者株式1株当たり3,000円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする対象者の非公開化取引の実施を提案いたしました。なお、非公開化プロセス9月13日付提案書における公開買付価格は、2024年9月13日の前営業日である2024年9月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年8月13日から2024年9月12日まで）、直近3ヶ月（2024年6月13日から2024年9月12日まで）、及び直近6ヶ月（2024年3月13日から2024年9月12日まで）の終値の単純平均値（1,459.5円、1,496円、1,636円及び1,695円。）に対していずれもプレミアム（105.55%、100.53%、83.37%及び76.99%）が付与されております。

その後、KKRは、2024年9月中旬から11月下旬にかけて、対象者の経営陣との間で、対象者の企業価値の最大化に資する事業戦略についての建設的な議論を継続して参りました。そして、これまでの対象者の経営陣との議論の内容を踏まえ、KKRは、同年11月26日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の非公開化を前提とした公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案

書を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス11月26日付提案書において、対象者株式1株当たり3,200円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス11月26日付提案書における公開買付価格は、2024年11月26日の前営業日である2024年11月25日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年10月28日から2024年11月25日まで）、直近3ヶ月（2024年8月26日から2024年11月25日まで）、及び直近6ヶ月（2024年5月27日から2024年11月25日まで）の終値の単純平均値（1,564.0円、1,553円、1,547円及び1,614円。）に対していずれもプレミアム（104.60%、106.05%、106.85%及び98.27%）が付与されております。

その後、KKRは、2024年11月下旬から2025年1月上旬にかけて、対象者の経営陣との間で、引き続き対象者の企業価値の最大化に資する事業戦略についての建設的な議論を継続して参りました。そして、これまでの対象者の経営陣との議論の内容を踏まえ、KKRは、2025年1月6日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、対象者株式の非公開化を前提とした公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案書を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス1月6日付提案書において、対象者株式1株当たり3,800円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス1月6日付提案書における公開買付価格は、2025年1月6日の前営業日である2024年12月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年12月2日から2024年12月30日まで）、直近3ヶ月（2024年10月1日から2024年12月30日まで）、及び直近6ヶ月（2024年7月1日から2024年12月30日まで）の終値の単純平均値（2,838.5円、2,459円、1,868円及び1,731円。）に対していずれもプレミアム（33.87%、54.53%、103.43%及び119.53%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（116.34%、139.45%、142.50%及び136.32%）が付与されております。

その後、KKRは、2025年1月下旬から2月下旬にかけて、対象者の2025年1月30日公表の業績計画下方修正も踏まえた事業・財務・法務等に関するデュー・ディリジェンス、対象者の経営陣との事業戦略に関するマネジメントインタビュー等を実施し、改めて対象者株式の取得について、検討を進めました。そして、KKRとしては、対象者が属する事業セグメント別の業界特性・成長性や、事業セグメント別の市場において対象者が確立している競争優位性、対象者の中長期的な成長戦略の方向性や、企業価値・株式価値の向上に向けた潜在的な可能性に関する更なる理解の深化に加えて、対象者の中長期的成長・将来ビジョンに対する理解をより一層深化させるとともに、対象者株式を非公開化することで、高度な技術、豊富な人的資本力及び強固な顧客基盤を有していると考えられる対象者と潤沢な人的・資本的リソース、アイケア・インダストリアル領域双方における実績及びグローバル・ネットワークを有していると考えられるKKRが戦略的なパートナーシップを組むことにより、特にアイケア領域において、KKRの投資先である大手アイケアリテール及び眼科医院チェーンとの協業による販売チャネルの拡大や、同領域の豊富な知見を有するグローバル専門家ネットワークの活用によるシナジーが期待でき、他方、本取引によるディスシナジーは見込まれないことから、本取引によって対象者の更なる飛躍的成長が可能であると考えに至り、同年2月25日、対象者の事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析の上、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する複数の上場会社の市場株価と収益性等との比較を通じて対象者株式の株式価値を分析し、対象者に対して、公開買付価格についての記載を含む法的拘束力を有さない提案書を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス2月25日付提案書において、対象者株式1株当たり3,100～3,300円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株

式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス2月25日付提案書における公開買付価格は、2025年2月25日の前営業日である2025年2月21日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年1月22日から2025年2月21日まで）、直近3ヶ月（2024年11月22日から2025年2月21日まで）、及び直近6ヶ月（2024年8月22日から2025年2月21日まで）の終値の単純平均値（2,848.0円、2,858円、2,574円及び2,052円。）に対していずれもプレミアム（8.85～15.87%、8.47～15.47%、20.44～28.21%及び51.07～60.82%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（76.49～87.87%、95.34～107.94%、97.83～110.59%及び92.79～105.22%）が付与されております。

その後、KKRは、対象者から、非公開化プロセス2月25日付提案書において提案した公開買付価格の見直しを含めて、2025年2月28日までに提案の再提出をすべき旨の依頼を受けたことから、同月28日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、非公開化プロセス2月28日付提案書を提出いたしました。KKRは非公開化プロセス2月28日付提案書において、対象者株式1株当たり3,300円を公開買付価格とし、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を、当該公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする提案をいたしました。なお、非公開化プロセス2月28日付提案書における公開買付価格は、2025年2月28日の前営業日である2025年2月27日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2025年1月28日から2025年2月27日まで）、直近3ヶ月（2024年11月28日から2025年2月27日まで）、及び直近6ヶ月（2024年8月28日から2025年2月27日まで）の終値の単純平均値（2,827.5円、2,845円、2,656円及び2,088円。）に対していずれもプレミアム（16.71%、15.99%、24.25%及び58.05%）が付与されており、また、対象者株価の変動のきっかけとなった、本非公開化プロセスに関する憶測報道がなされた2024年12月10日の前営業日である2024年12月9日の対象者株式の終値並びに直近1ヶ月（2024年11月11日から2024年12月9日まで）、直近3ヶ月（2024年9月10日から2024年12月9日まで）、及び直近6ヶ月（2024年6月10日から2024年12月9日まで）の終値の単純平均値（1,756.5円、1,587円、1,567円及び1,608円。）に対していずれもプレミアム（87.87%、107.94%、110.59%及び105.22%）が付与されております。

その後、2025年3月3日、KKRは対象者より本取引に関する独占交渉権の付与の連絡を受け、同年3月上旬から下旬にかけて、国内外の競争当局及び対内直接投資を所管する当局における手続等の完了に向けて必要となる対象者の事業・財務情報の連携等の本取引の実施に向けた実務対応に関する継続的な協議を対象者と重ねた後、同年3月26日に、対象者取締役会及び本戦略特別委員会宛に、本公開買付価格を3,300円とし、本新株予約権買付価格を、本公開買付価格と本新株予約権の対象者株式1株当たりの行使価額との差額に本新株予約権1個の目的となる対象者株式の数を乗じた金額とする、本取引に係る法的拘束力ある最終提案書を提出いたしました。そして、本日、KKRは、対象者との間で、本公開買付価格を3,300円、本新株予約権買付価格を193,400円とし、本米国預託証券が表章する本米国預託株式に係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格を、本公開買付価格と同額とすることで、本取引を実施することで合意に至ったことから、同日、公開買付者は本公開買付けを実施することを決定いたしました。

③ 算定機関との関係

公開買付者は、上記「①算定の基礎」の要素を総合的に考慮し、対象者との協議及び交渉を経て本公開買付価格及び本新株予約権価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書及び公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりませんので、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	105,512,097 (株)	52,861,561 (株)	— (株)
合計	105,512,097 (株)	52,861,561 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数(本公開買付けに応募された本新株予約権の目的となる株式の数を含みます。以下同じです。)が買付予定数の下限(52,861,561株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(52,861,561株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い本公開買付け期間中に自己の株式を買取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 本公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う潜在株式勘案後株式総数 105,512,097 株を記載しております。

(注6) 上記「買付予定数」及び「買付予定数の下限」の各数値は、公開買付者が本日時点で知り得る2024年12月31日現在の発行済株式総数(108,382,642株)、2024年12月31日現在の対象者が所有する自己株式数(2,970,545株)及び本日現在残存する本新株予約権の目的となる対象者株式数(100,000株)に依拠する暫定的な数値であり、同時点以後の自己株式数の変動等により、本公開買付けにおける実際の数値が上記の数値と異なる可能性があります。本公開買付けの開始前に、本公開買付けの開始時点において入手可能な最新の情報を踏まえ、最終的な「買付予定数」及び「買付予定数の下限」を決定する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 —%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	1,055,120 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等後における株券等所有割合 —%)
対象者の総株主の議決権の数	1,053,671 個	

(注1) 「買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」は、上記「(5) 買付予定の株券等の数」に記載した、本公開買付けにおける買付予定数(105,512,097株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者が2024年11月11日に提出した第132期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者潜在株式勘案後株式総数(105,512,097株)に係る議決権数(1,055,120

個) を分母として計算しております。

(7) 買付代金 (予定) 348,189,920,100 円

(注) 買付代金は、対象者の潜在株式勘案後株式総数 (105,512,097 株) に本公開買付価格 (3,300 円) を乗じた金額を記載しております。よって、本日以降の変動等により、本公開買付けにおける実際の買付予定数の数字が異なった場合には変動する可能性があります。

(8) その他買付け等の条件及び方法

① その他買付け等の条件及び方法

「決済の方法」、「公開買付開始公告日」及び「その他買付け等の条件及び方法」については、上記「(2) 日程等」と同じく、決定し次第お知らせいたします。なお、公開買付代理人は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を、復代理人として三菱UFJ e スマート証券株式会社を起用する予定です。

② 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (52,861,561 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (52,861,561 株) 以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

③ その他

- ・ 本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主及び本新株予約権者ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース (若しくはその一部) 又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- ・ 本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象として行います。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準と必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- ・ 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- ・ 本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであ

り、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

- ・ 公開買付者、公開買付者及び対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e5(b)の要件に従い、対象者の普通株式及び新株予約権を自己又は顧客の勘定で、本公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格又は市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。
- ・ 会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

3. 本公開買付け後の方針及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本日開催の取締役会において、現時点における対象者の意見として、本公開買付けが開始された場合には、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨するとともに、本米国預託証券保有者の皆様に対しては事前に本米国預託証券を預託銀行に引き渡し、本米国預託株式に係る対象者株式の交付を受けた上で、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、上記本日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

② 本公開買付け契約の締結

公開買付者、公開買付者親会社及びKKR ファンドは、対象者との間で、本日付で、本取引に関し、本公開買付け契約を締結しております。本公開買付け契約の内容は上記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意に関する事項」の「① 本公開買付け契約」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 「2025年3月第3四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者によれば、対象者は、2025年1月30日付で対象者決算短信を公表しているとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

(i) 損益の状況(連結)

会計期間	2025年3月期第3四半期
売上高	153,545百万円
売上原価	72,623百万円
販売費及び一般管理費	80,118百万円
営業外収益	565百万円

営業外費用	3,502 百万円
親会社株主に帰属する四半期純損失	△2,864 百万円

(ii) 1株当たりの状況（連結）

会計期間	2025年3月期第3四半期
1株当たり四半期純損失	△27.18円
1株当たり配当額	—

② 「2025年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」の公表

対象者が本日付で公表した「2025年3月期配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」によれば、対象者は、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025年3月期の配当予想を修正し、2025年3月期の期末配当を行わないことを決議したとのことです。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

なお、KKRのファイナンシャル・アドバイザーは、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社です。また、KKRの法務アドバイザーは、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業及びシンプソン・サッチャー・アンド・バートレット（Simpson Thacher & Bartlett LLP）です。

以上